世田谷区の障害者相談支援のための

計画相談マニュアル

Version　３.０

第２分冊

【第4部】資料編

「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本理念

障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、

住み慣れた地域で支えあい、

自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

令和４年７月

編集・発行　世田谷区自立支援協議会／世田谷区

第4部　資料編

目次

（1）ソーシャルワーカーの倫理綱領 4

（2）バイスティックの 7 原則　※対人援助における行動規範 9

（3）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号／令和 2 年 6 月 5 日一部改正）抜粋 10

（4）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 15

〔パンフレット〕障害福祉サービスの利用について　社会福祉法人　全国社会福祉協議会 30

〔わかりやすい版〕知ろう・使おう・楽しもう　障害者総合支援法のｻｰﾋﾞｽを利用したい人へ .. 62

（5）児童福祉法 71

（6）介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

最終改正 令和 3 年 4 月　抜粋 74

（7）さくら証のご案内 85

（8）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について　令和 3 年 4 月 87

（9）令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容　令和 3 年 2 月 4 日抜粋 ... 90

（１０）令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 94

（１１－１）　令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. 1

（令和 3 年 3 月 31 日）　抜粋 99

（１１－２）　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL. 2

（令和３年４月８日）　抜粋 102

（１１－３）　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL. 3

（令和３年４月 16 日）　抜粋 110

（１１－４）　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　VOL.5

（令和３年６月 29 日）　抜粋 111

（１１－５）押印についてのＱ＆Ａ 113

（１２）よくわかる介護保険（パンフレット） 114

（１３）介護保険　要介護度状態の目安と利用できる在宅サービスの目安 120

（１４）受給者証について 123

(1)ソーシャルワーカーの倫理綱領

2020年5月15日最終提案
日本ソーシャルワーカー連盟・倫理綱領委員会
委員長　保良　昌徳

前文

われわれソーシャルワーカーは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって 不可欠であることを自覚するとともに、ソーシャルワーカーの職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、 われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（２０１４年７月）を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

＊ソーシャルワーク専門職のグローバル定義＊

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する**、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知(※1)を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

原理

Ⅰ（人間の尊厳）

ソーシャルワーカーは、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神 的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。

Ⅱ（人権）

ソーシャルワーカーは、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。

Ⅲ（社会正義）

ソーシャルワーカーは、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

Ⅳ（集団的責任）

ソーシャルワーカーは、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

Ⅴ（多様性の尊重）

ソーシャルワーカーは、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の 実現をめざす。

Ⅵ（全人的存在）

ソーシャルワーカーは、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

Ⅰ　クライエントに対する倫理責任

1．（クライエントとの関係）　ソーシャルワーカーは、クライエントとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己の利益のために利用しない。

2．（クライエントの利益の最優先）ソーシャルワーカーは、業務の遂行に際して、クライエントの利益を最優先に考える。

3．（受容）　ソーシャルワーカーは、自らの先入観や偏見を排し、クライエントをあるがままに受容する。

4．（説明責任）ソーシャルワーカーは、クライエントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。

5．（クライエントの自己決定の尊重） ソーシャルワーカーは、クライエントの自己決定を尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、ソーャルワーカーは、クライエントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

6．（参加の促進）ソーシャルワー カーは、クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。

7．（クライエントの意思決定への対応）ソーシャルワーカーは、意思決定が困難なクライエントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

8．（プライバシーの尊重と秘密の保持）ソーシャルワーカーは、クライエントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。

9．（記録の開示 ソーシャルワーカーは、クライエントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライエント に記録を開示する。

10．（差別や虐待の禁止 ソーシャルワーカーは、クライエントに対していか な る 差別・虐待もしない。

11.（権利擁護 ソーシャルワーカーは、クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。

12.（情報処理技術の適切な使用）ソーシャルワーカーは、情報処理技術の利用がクライエントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

Ⅱ　組織・職場に対する倫理責任

1．（最良の実践を行う責務）ソーシャルワーカーは、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。

2．（同僚などへの敬意）ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。

3．（倫理綱領の理解の促進）ソーシャルワーカーは、組織・職場において本倫 理綱領が認識されるよう働きかける。

4．（倫理的実践の推進）ソーシャルワーカーは、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

5．（組織内アドボカシーの促進）ソーシャルワーカーは、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。

６.（組織改革 ソーシャルワーカーは、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

Ⅲ　社会に対する倫理責任

1.（ソーシャル・インクルージョン） ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。

２.（社会への働きかけ）ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。

３.（グローバル社会への働きかけ）ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

Ⅳ　専門職としての倫理責任

１.（専門性の向上）ソーシャルワーカーは、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。

２.（専門職の啓発）ソーシャルワーカーは、クライエント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。

３.（信用失墜行為の禁止）ソーシャルワーカーは、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。

４.（社会的信用の保持）ソーシャルワーカーは、他のソーシャルワーカーが 専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

５.（専門職の擁護 ソーシャルワーカーは、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。

６.（教育・訓練・管理における責務）ソーシャルワーカーは、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

７.（調査・研究）ソーシャルワーカーは、すべての調査・研究過程で、クライエントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する 。

８.（自己管理）ソーシャルワーカーは、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライエントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太

平洋（２０１６年）および日本（２０１７年）における展開が制定されている。

注２．本綱領にいう「ソーシャルワーカー」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。

注３．本綱領にいう「クライエント」とは、「ソーシャルワーカーク専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支 援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、 結 束の必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

(2)バイスティックの7原則　※対人援助における行動規範

（1）　**個別化の原則**（相談者を個人として捉える）

相談者の抱える困難や問題は、どれだけ似たようなものであっても、人それぞれの問題であり「同じ問題は存在しない」とする考え方。外面的に同じような状況に見えても、人それぞれ育ってきた環境が違い、価値観も違う。今目の前にいる人は世界に一人しかいないということを肝に銘じておかなければならない。

（2）　**意図的な感情表現の原則**（相談者の感情表現を大切にする）

相談者の感情表現の自由を認める考え方。特に抑圧されやすい否定的な感情や独善的な感情などを表出させることで相談者自身の心の枷かせを取り払い、逆に相談者自身が自らを取り巻く外的・内心的状況を俯瞰しやすくする事が目的。また支援者も相談者に対しそれが出来るように、自らの感情表現を工夫する必要がある。

（3）　**統制された情緒関与の原則**（援助者は自分の感情を自覚して対応する）

支援者自身が相談者自身の感情に呑み込まれないようにする考え方。相談者を正確にかつ問題無くケース解決に導くため「支援者自身が相談者の心を理解し、自らの感情を統制して接していく事」を要求する考え方。

（4）**受容の原則**（相談者をありのままに受け止め批判をしない）

相談者の考えは、その相談者の人生経験や必死の思考から来るものであり、相談者自身の『個性』であるため「決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する」という考え方。この原則によって支援者による相談者への直接的命令や行動感情の否定が禁じられる。

（5）**非審判的態度の原則**（相談者を一方的に非難しない）

相談者の行動や思考に対して「支援者は善悪を判じない」とする考え方。あくまでも支援者は補佐であり、現実には相談者自身が自らのケースを解決せねばならないため、その善悪の判断も相談者自身が行うのが理想とされる。また人間は基本的に自らを否定するものは信用しないことから、相談者は自分が裁かれないように防衛することがあるが、それは問題解決をさらに困難にする要因につながる。

（6）**自己決定の原則**（相談者の意思に基づく自己決定を促して尊重する）

あくまでも自らの行動を決定するのは相談者自身である」とする考え方。問題に対する解決の主体は相談者であり、この事によって相談者の成長と今後起こりうる同様のケースにおける相談者一人での解決を目指す。

（7）**秘密保持の原則**（秘密を保持して信頼感を醸成する）

相談者の個人的情報・プライバシーは絶対に他者にもらしてはならないとする考え方。いわゆる「個人情報保護」の原則。他者に漏れた情報が使われ方によって相談者に害を成す可能性があるだけでなく、相談者との信頼関係を失うことになるため細心の注意が必要。

【出典】「ケースワークの原則」F・P・バイスティック著、尾崎新・福田敏子・原田和幸訳　誠信書房

（3）社会福祉法（昭和26年法律第45号／令和2年6月5日一部改正）　抜粋

（福祉サービスの基本的理念）

第三条　福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当っては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条　社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条　国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

２　国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当っては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

３　国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円

滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第十章　地域福祉の推進

第一節　包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二　社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一　児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業

三　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三　市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一　地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二　地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三　生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２　厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）
第百六条の四　市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

２　前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
一　地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
イ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
ロ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
ハ　子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
二　生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
二　地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
三　地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
イ　介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
ロ　介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
二　子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
四　地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
五　複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
六　前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
３　市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を

実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

４　市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

５　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

２　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

３　重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

４　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

５　前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二節　地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条　都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五　市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

２　都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

平成十七年法律第百二十三号

(4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

（基本理念）

第一条の二　障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（定義）

第四条　この法律において**「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。**

２　この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

３　この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

４　この法律において**「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。**

第五条　この法律において**「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助**をいい、**「障害福祉サービス事業」**とは、**障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業**をいう。

２　この法律において**「居宅介護」**とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

３　この法律において**「重度訪問介護」**とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

４　この法律において**「同行援護」**とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

５　この法律において**「行動援護」**とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

６　この法律において**「療養介護」**とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。

７　この法律において**「生活介護」**とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

８　この法律において**「短期入所」**とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

９　この法律において**「重度障害者等包括支援」**とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。

１０　この法律において**「施設入所支援」**とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

１１　この法律において**「障害者支援施設」**とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。

１２　この法律において**「自立訓練」**とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の

厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

１３　この法律において**「就労移行支援」**とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

１４　この法律において**「就労継続支援」**とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

１５　この法律において**「就労定着支援」**とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

１６　この法律において**「自立生活援助」**とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。

１７　この法律において**「共同生活援助」**とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

１８　この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

１９　この法律において**「基本相談支援」**とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。）その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

２０　この法律において**「地域移行支援」**とは、障害者支援施設、のぞみの園若しくは第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第八十九条第六項において同じ。）に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

２１　この法律において**「地域定着支援」**とは、居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況に

おいて生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、当該障害者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の厚生労働省令で定める場合に相談その他の便宜を供与することをいう。

２２　この法律において**「サービス利用支援」**とは、第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等又は第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「サービス等利用計画案」という。）を作成し、第十九条第一項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）、第二十四条第二項に規定する支給決定の変更の決定（次項において「支給決定の変更の決定」という。）、第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定（次項において「地域相談支援給付決定」という。）又は第五十一条の九第二項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定（次項において「地域相談支援給付決定の変更の決定」という。）（以下「支給決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係る障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（以下「サービス等利用計画」という。）を作成することをいう。

２３　この法律において**「継続サービス利用支援」**とは、第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者若しくは障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）又は第五十一条の五第一項の規定により地域相談支援給付決定を受けた障害者（以下「地域相談支援給付決定障害者」という。）が、第二十三条に規定する支給決定の有効期間又は第五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス又は地域相談支援を適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に係るサービス等利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下同じ。）が適切であるかどうかにつき、**厚生労働省令で定める期間ごとに**、当該支給決定障害者等の障害福祉サービス又は当該地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び当該支給決定に係る障害者等又は当該地域相談支援給付決定に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、**サービス等利用計画の見直しを行い**、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

一　サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二　新たな支給決定若しくは地域相談支援給付決定又は支給決定の変更の決定若しくは地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該支給決定等に係る障害者又は障害児の保護者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

２４　この法律において**「自立支援医療」**とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

２５　この法律において**「補装具」**とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわた

り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

２６　この法律において**「移動支援事業」**とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

２７　この法律において**「地域活動支援センター」**とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

２８　この法律において**「福祉ホーム」**とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

第二章　自立支援給付

第一節　通則

（自立支援給付）

第六条　自立支援給付は、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、自立支援医療費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給とする。

（他の法令による給付等との調整）

第七条　自立支援給付は、当該障害の状態につき、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護給付、健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付又は事業であって政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを受け、又は利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付又は事業以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

第二款　支給決定等

（介護給付費等の支給決定）

第十九条　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

２　支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設

に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設（以下この項において「救護施設」という。）、同条第三項に規定する更生施設（以下この項において「更生施設」という。）又は同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設（以下この項において「その他の適当な施設」という。）に入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第六項の厚生労働省令で定める施設又は救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。

４　前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定により措置（同法第三十一条第五項の規定により同法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定による措置とみなされる場合を含む。）が採られて第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第三十条第一項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

５　前二項の規定の適用を受ける障害者等が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者等に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（申請）

第二十条　支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

２　市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害支援区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、**その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるもの**とする。この場合において、市町村は、当該調査を第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

３　前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
４　第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第百九条第一項を除き、以下同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
５　第二項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
６　第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

（障害支援区分の認定）

第二十一条　市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。
２　市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

（支給要否決定等）
第二十二条　市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。
２　市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項において「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
３　市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

４　市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。
５　前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。
６　市町村は、前二項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。
７　市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
８　市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の有効期間）
第二十三条　支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）
第二十四条　支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。
２　市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
３　第十九条（第一項を除く。）、第二十条（第一項を除く。）及び第二十二条（第一項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
４　市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。
５　第二十一条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
６　市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給決定の取消し）

第二十五条　支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

一　支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

二　支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。

三　支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四　その他政令で定めるとき。

２　前項の規定により支給決定の取消しを行った市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給決定障害者等に対し受給者証の返還を求めるものとする。

第三款　介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第二十八条　介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一　居宅介護

二　重度訪問介護

三　同行援護

四　行動援護

五　療養介護（医療に係るものを除く。）

六　生活介護

七　短期入所

八　重度障害者等包括支援

九　施設入所支援

２　訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して次条及び第三十条の規定により支給する給付とする。

一　自立訓練

二　就労移行支援

三　就労継続支援

四　就労定着支援

五　自立生活援助

六　共同生活援助

第二款　計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給

（計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給）

第五十一条の十六　計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談支援に関して次条及び第五十一条の十八の規定により支給する給付とする。

（計画相談支援給付費）

第五十一条の十七　市町村は、次の各号に掲げる者（以下「計画相談支援対象障害者等」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。

一　第二十二条第四項（第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項（第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者　市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）から当該指定に係るサービス利用支援（次項において「指定サービス利用支援」という。）を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。

二　支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者　指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援（次項において「指定継続サービス利用支援」という。）を受けたとき。

２　計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）とする。

３　計画相談支援対象障害者等が指定特定相談支援事業者から指定計画相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画相談支援対象障害者等が当該指定特定相談支援事業者に支払うべき当該指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該計画相談支援対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画相談支援対象障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者に支払うことができる。

４　前項の規定による支払があったときは、計画相談支援対象障害者等に対し計画相談支援給付費の支給があったものとみなす。

５　市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第五十一条の二十四第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準（指定計画相談支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

６　市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

７　前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（特例計画相談支援給付費）

第五十一条の十八　市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援（第五十一条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。

２　特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

３　前二項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

第五十一条の二十二　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

２　指定相談支援事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、相談支援の質の向上に努めなければならない。

３　指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第三章　地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第七十七条　市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一　障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業

二　障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業

三　障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

四　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五　障害者に係る民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六　聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

七　意思疎通支援を行う者を養成する事業

八　**移動支援事業**

九　障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

２　都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

３　市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

（基幹相談支援センター）

第七十七条の二　基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

２　市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

３　市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。

４　前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

５　基幹相談支援センターを設置する者は、第一項の事業及び業務の効果的な実施のために、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、身体障害者福祉法第十二条の三第一項又は第二項の規定により委託を受けた身体障害者相談員、知的障害者福祉法第十五条の二第一項又は第二項の規定により委託を受けた知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者その他の関係者との連携に努めなければならない。

６　第三項の規定により委託を受けて第一項の事業及び業務を実施するため基幹相談支援センターを設置する者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（都道府県の地域生活支援事業）

第七十八条　都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第七十七条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業及び特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

２　都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

第五章　障害福祉計画

（基本指針）

第八十七条　厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二　障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

三　次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

３　基本指針は、児童福祉法第三十三条の十九第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

４　厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

５　厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態、障害者等を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。

６　厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村障害福祉計画）

第八十八条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業

務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３　市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二　前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４　市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７　市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

８　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

１０　障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

１１　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

１２　市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第八十八条の二　市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価

を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（協議会の設置）

第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

２　前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

障害福祉サービスの利用について

2021年
4月版

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて

1. 障害者を対象としたサービス
2. 障害児を対象としたサービス
3. 相談支援
4. 地域生活支援事業
5. 利用の手続き
6. 利用者負担の仕組みと軽減措置
7. 障害に係る自立支援医療
8. 補装具の制度
9. 福祉サービスの情報公表制度

全国社会福祉協議会

はじめに

障害者総合支援法の概要

障害者への福祉サービスの基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

障害福祉施策の流れ

障害保健福祉施策は、2003(平成15)年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

①身体・知的・精神という障害種別ごとでわかりにくく使いにくい

②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい

③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、2006(平成18)年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために、障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、2013(平成25)年4月に障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に法律の名称も変更されて施行されました。また、2018(平成30)年4月の改正により、障害者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の名称は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

(1) 法の目的

法の目的を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

(2) 基本理念

「基本理念」に、

①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること

②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること

④社会参加の機会が確保されること

⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

を掲げています。

(3) 対象範囲

法が対象とする障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等※(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)としています。 ※2021(令和3)年4月時点で、361疾病が対象です。

(4) 利用できるサービス量

80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要な支援の度合い(「障害支援区分」)を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。

1 障害者を対象としたサービス

障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

※児童福祉法に基づく障害児に関するサービスは、6～7ページを参照してください。

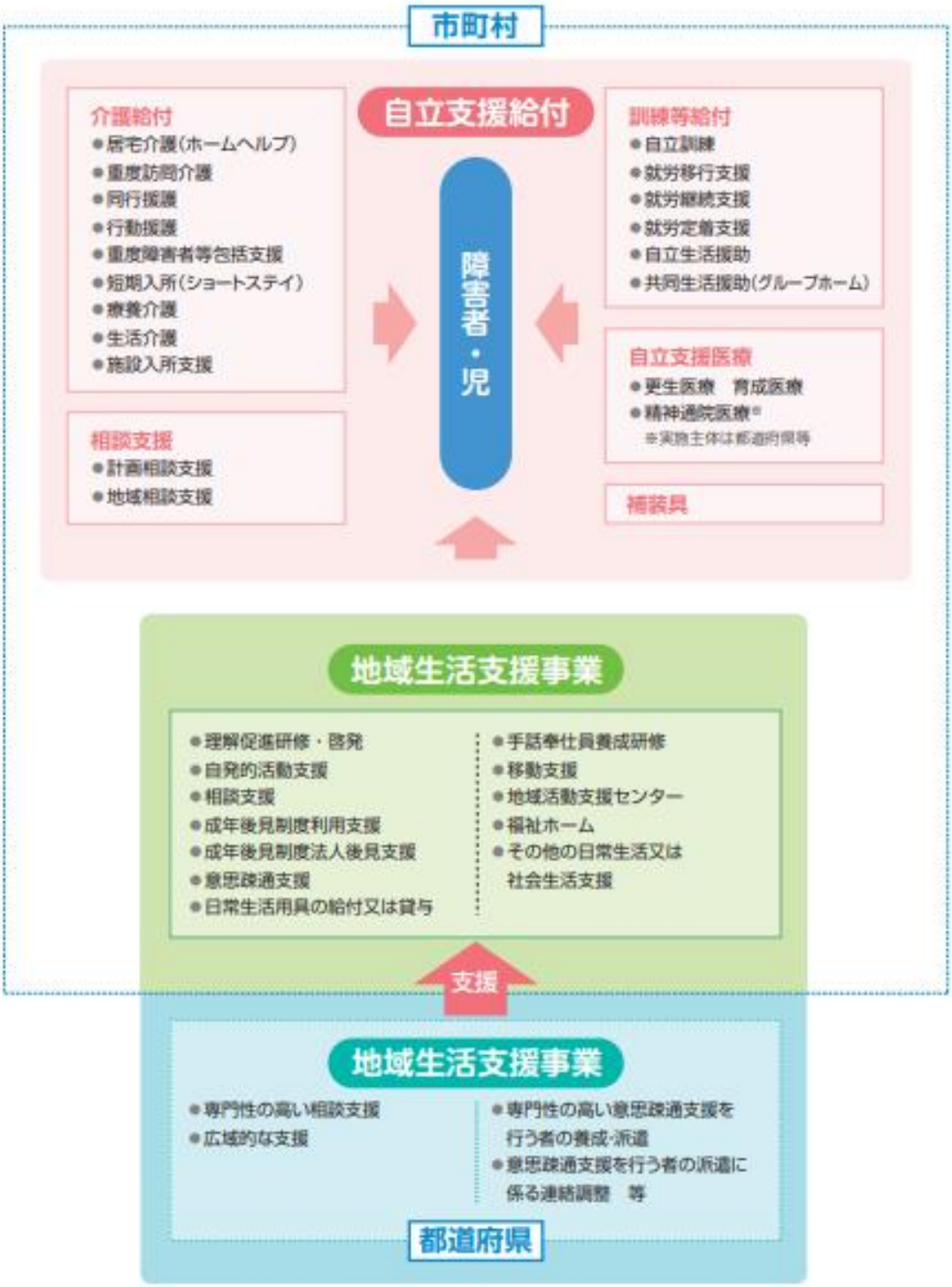

3

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

障害福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

※表中の者は「障害者」、児は「障害児」であり、それぞれが利用できるサービスです。

1 介護給付

① 居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
③ 同 行 援 護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行 動 援 護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
⑥ 短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦ 療 養 介 護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧ 生 活 介 護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨ 施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等) 者	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

2 訓練等給付

① 自 立 訓 練 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
⑥ 共同生活援助 (グループホーム) 者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる人の利用が基本となっています。
※④と⑤は2018(平成30)年の法改正により新設されました。
※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

3 相談支援

① 計画相談支援 者 児	サービスの内容についての詳細は、8ページをご参照ください。
② 地域移行支援 者	
③ 地域定着支援 者	

4 地域生活支援事業

① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

日中活動の場

以下から、1ないし複数の事業を選択

- 療養介護※
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）
- 地域活動支援センター（地域生活支援事業）

＋ プラス

住まいの場

- 障害者支援施設の施設入所支援

又は

- 居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

2 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

また、一部、障害者総合支援法に基づくサービスを利用することも可能です。詳細は、3～5ページをご参照ください。

■都道府県・市町村における障害児を対象としたサービス

都道府県

障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

■医療的ケア児の利用

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」も、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスを利用することができます。

NICU等での集中治療を経て退院した直後であっても、医師による医療的ケアの必要性等に係る判断によりサービスを利用できます。詳細はお住まいの市町村の障害福祉サービスの担当課にお問い合わせください。

市町村

障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」の2類型に大別されます。 様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 **①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター** 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 **②児童発達支援事業** 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等※を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 ※保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

3 相談支援

2012(平成24)年4月の支給決定プロセスの見直しにより、「計画相談支援」の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されています。また、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす「自立支援協議会」が法律上位置づけられました。

事業名	内　容
計画相談支援	● **サービス利用支援** 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ● **継続サービス利用支援** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	● **地域移行支援** 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ● **地域定着支援** 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児相談支援 （児童福祉法）	● **障害児支援利用援助** 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ● **継続障害児支援利用援助** 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

「障害者」の相談支援体系

サービス等利用計画	**指定特定相談支援事業者（計画作成担当）** ※事業者指定は、市町村長が行う。	●計画相談支援（個別給付） ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ●基本相談支援 （障害者・障害児等からの相談）
地域移行支援・地域定着支援	**指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）** ※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が行う。	●地域相談支援（個別給付） ・地域移行支援 （地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等） ・地域定着支援（24時間の相談支援体制等） ●基本相談支援 （障害者・障害児等からの相談）

※市町村は法の規定上、情報提供や相談対応が責務であり、地域生活支援事業で相談支援の役割を担う（10ページ参照）。

「障害児」の相談支援体系

サービス等利用計画等	**指定特定相談支援事業者** ※事業者指定は、市町村長が行う。	●計画相談支援（個別給付） ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ●基本相談支援 （障害児や障害児の保護者等からの相談）
	指定障害児相談支援事業者 児童福祉法に基づき設置 ※事業者指定は、市町村長が行う。	●障害児相談支援（個別給付） ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助

※障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

4 地域生活支援事業

障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業が実施されます。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

	内　　容
理解促進研修・啓発	障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援	●相談支援 障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、(自立支援)協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。 ●基幹相談支援センター等の機能強化 地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
成年後見制度法人後見支援	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修	手話で意思疎通支援を行う者を養成します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他（任意事業）	市町村の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。たとえば、福祉ホームの運営、訪問入浴サービス、日中一時支援があります。

都道府県事業

	内　　容
専門性の高い相談支援	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い相談について、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援	都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町村域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣	意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者の養成、又は派遣する事業を行います。(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意志疎通支援者の養成又は派遣を想定)
意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整	手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行います。
その他（研修事業を含む）	都道府県の判断により、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 たとえば、オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練、発達障害者支援体制整備などがあります。 また、サービス・相談支援者、指導者などへの研修事業等を行います。

11

5 利用の手続き

■サービス利用までの流れ

(1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に申請し、障害支援区分の認定を受けます。
(2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方(利用者)に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
(3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
(4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
(5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
(6) サービス利用が開始されます。

■支給決定プロセス

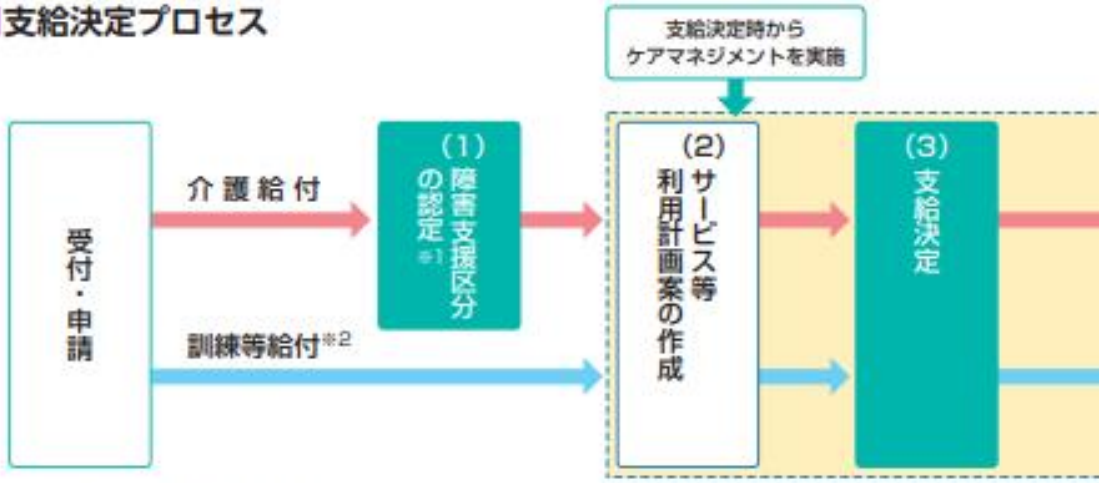

※1 「同行援護」の利用申請の場合
障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。
※2 「共同生活援助」の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

＊障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、
①移動や動作等に関連する項目(12項目)
②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
③意思疎通等に関連する項目(6項目)
④行動障害に関連する項目(34項目)
⑤特別な医療に関連する項目(12項目)
の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

障害支援区分の調査項目

1 移動や動作等に関連する項目 [12項目]

1 寝返り
2 起き上がり
3 座位保持
4 移乗
5 立ち上がり
6 両足での立位保持
7 片足での立位保持
8 歩行
9 移動
10 衣服の着脱
11 じょくそう
12 えん下

2 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目 [16項目]

1 食事
2 口腔清潔
3 入浴
4 排尿
5 排便
6 健康・栄養管理
7 薬の管理
8 金銭の管理
9 電話等の利用
10 日常の意思決定
11 危険の認識
12 調理
13 掃除
14 洗濯
15 買い物
16 交通手段の利用

サービス利用に関する留意事項

［障害児を対象としたサービスについて］

1. 障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。
2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

［サービス等利用計画について］

1. 2015(平成27)年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでしたが、2015(平成27)年度より必須となりました。
2. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等、それ以外の者が作成したサービス等利用計画案(セルフプラン)を提出することもできます。

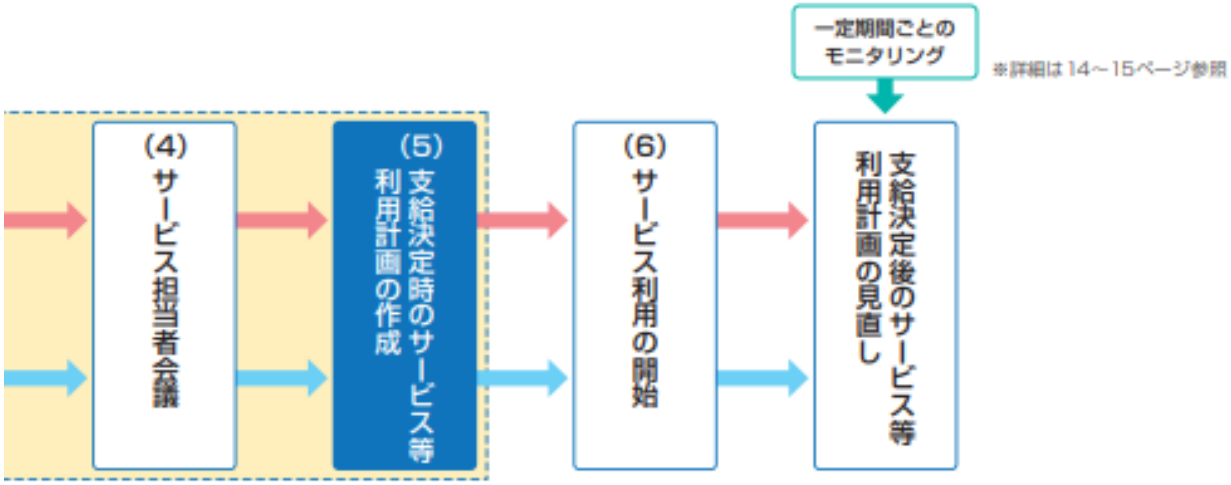

3 意思疎通等に関連する項目［6項目］

1 視力
2 聴力
3 コミュニケーション
4 説明の理解
5 読み書き
6 感覚過敏・感覚鈍麻

4 行動障害に関連する項目［34項目］

1 被害的・拒否的
2 作話
3 感情が不安定
4 昼夜逆転
5 暴言暴行
6 同じ話をする
7 大声・奇声を出す
8 支援の拒否
9 徘徊
10 落ち着きがない
11 外出して戻れない
12 1人で出たがる
13 収集癖
14 物や衣類を壊す
15 不潔行為
16 異食行動
17 ひどい物忘れ
18 こだわり
19 多動・行動停止
20 不安定な行動
21 自らを傷つける行為
22 他人を傷つける行為
23 不適切な行為
24 突発的な行動
25 過食・反すう等
26 そううつ状態
27 反復的行動
28 対人面の不安緊張
29 意欲が乏しい
30 話がまとまらない
31 集中力が続かない
32 自己の過大評価
33 集団への不適応
34 多飲水・過飲水

5 特別な医療に関連する項目［12項目］

1 点滴の管理
2 中心静脈栄養
3 透析
4 ストーマの処置
5 酸素療法
6 レスピレーター
7 気管切開の処置
8 疼痛の看護
9 経管栄養
10 モニター測定
11 じょくそうの処置
12 カテーテル

モニタリング

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助

■モニタリングの標準期間のイメージ

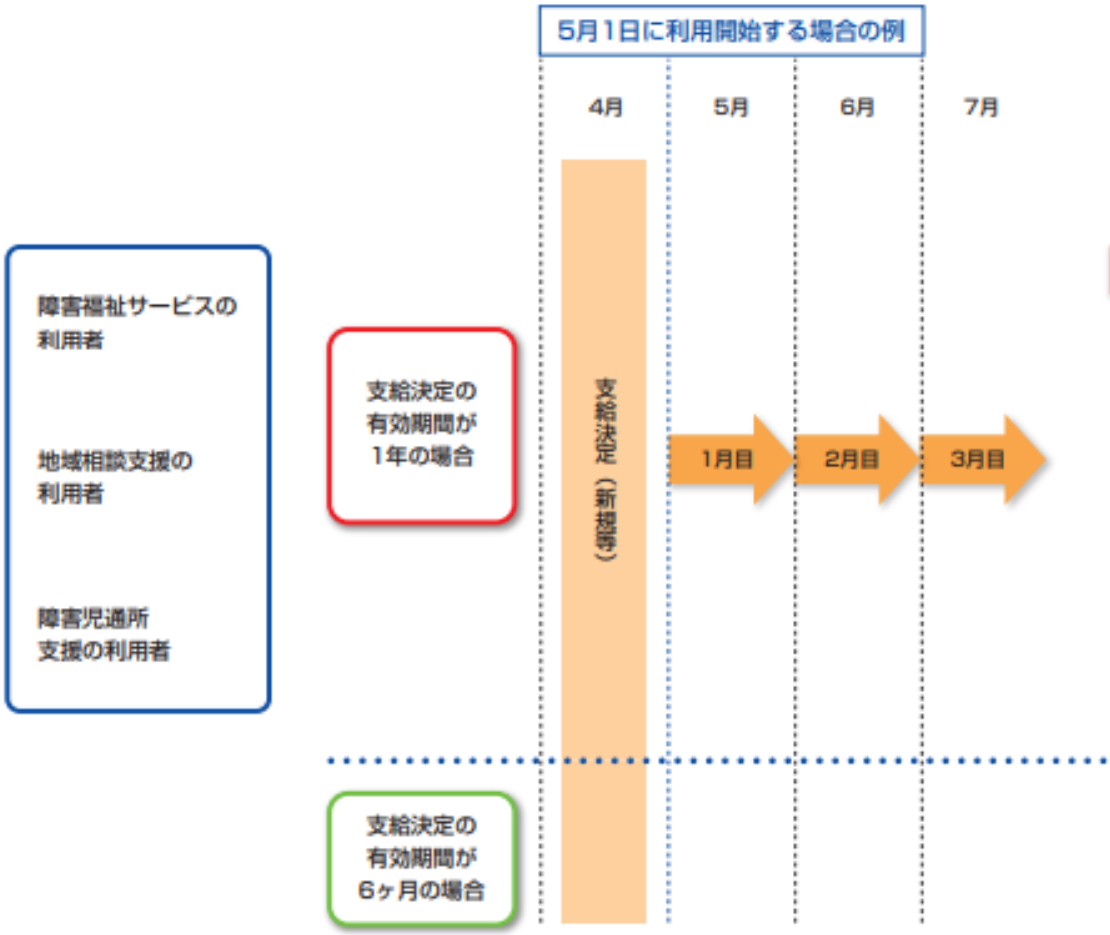

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング」が実施されます。

※モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービスの内容等によって市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも6ヶ月に1回以上は実施されます。
※セルフプランによるサービス利用者は、モニタリングは実施されません。
※新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった場合は、利用開始から３月を経過するまでは１ヶ月ごとのモニタリングが標準とされています。
また、在宅福祉サービスの利用者については、障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが必要である利用者や、単身世帯に属している利用者などについては、１ヶ月ごとのモニタリングを標準としており、この標準期間を勘案して、市町村が必要と認める期間でモニタリングが実施されます。

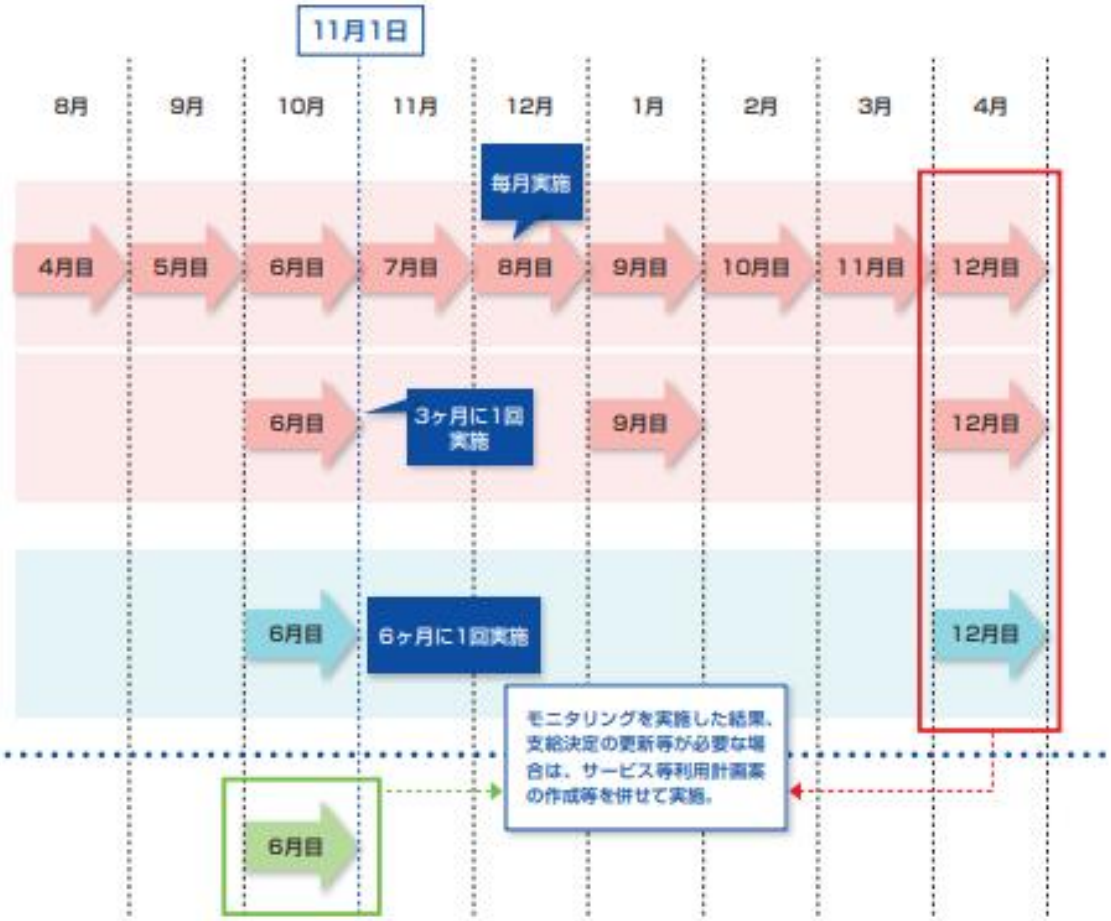

6 利用者負担の仕組みと軽減措置

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

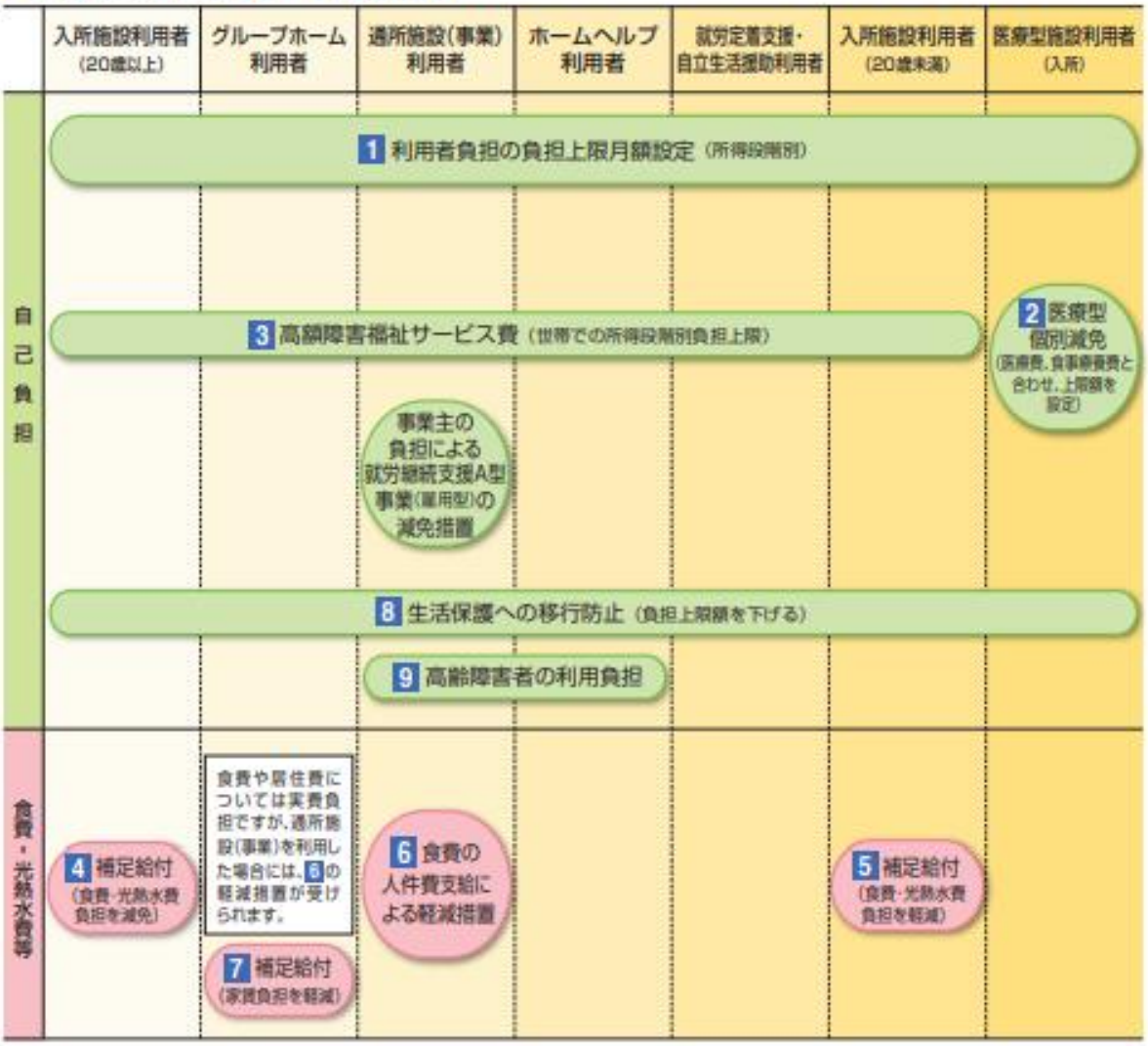

1～8 についての詳細は「障害者」17～18ページ、「障害児」19～20ページをご覧ください。

3・9 の詳細は、21～22ページをご覧ください。

6-1 障害者の利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯（注1）	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
（注2）収入が概ね800万円以下の世帯が対象となります。
（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある人とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は19ページに記載してあります。

2 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

●療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

（20歳以上の入所者の場合）

●低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。
※市町村民税非課税世帯が対象です。

【例】療養介護利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、障害基礎年金1級受給者（年金月額81,343円）の場合

20歳以上施設入所者等の医療型個別減免

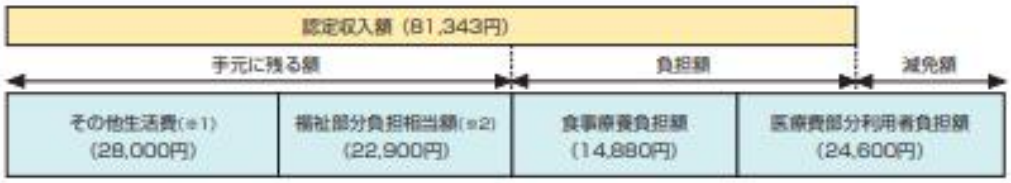

※1　その他生活費
①②に該当しない方…25,000円
②障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で療養介護を利用する方…28,000円
※2　計算上は、事業費（福祉）の1割とする。

4 5 6 食費等実費負担についても、減免措置があります

（20歳以上の入所者の場合）

●入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を54,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額についても、超える額の30%は収入として認定しません。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額81,343円の場合））

20歳以上入所者の補足給付

手元に残る額		実費負担	
（※2）7,339円	その他生活費（※1）28,000円	食費、光熱水費 46,005円	補足給付 7,995円
障害基礎年金収入（81,343円）＋補足給付（7,995円）			

※1　障害基礎年金1級の者はその他生活費（25,000円）に3,000円加算して計算

※2　（81,343円－66,667円（＝年収80万円（障害基礎年金等を含む）÷12））×50%

（通所施設の場合）

●通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む）の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

7 グループホームの利用者に家賃助成があります

●グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

家　賃	補足給付額
1万円未満の場合	実　費
1万円以上の場合	1万円

8 生活保護への移行防止策が講じられます

●こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

6-2 障害児(※)の利用者負担

※20歳未満の入所施設利用者を含む。

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

※2019(令和元)年10月1日より、3歳児から5歳児が障害児入所支援(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)および通所施設(児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)を利用する場合の利用者負担が無償化されています。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害者の利用者負担は17ページに記載してあります。

区　分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(注)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注)収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

2 医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳未満の入所者の場合)

●地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件はありません。

【例】医療型障害児入所施設利用者(平均事業費:福祉22.9万円、医療41.4万円)、一般1の場合

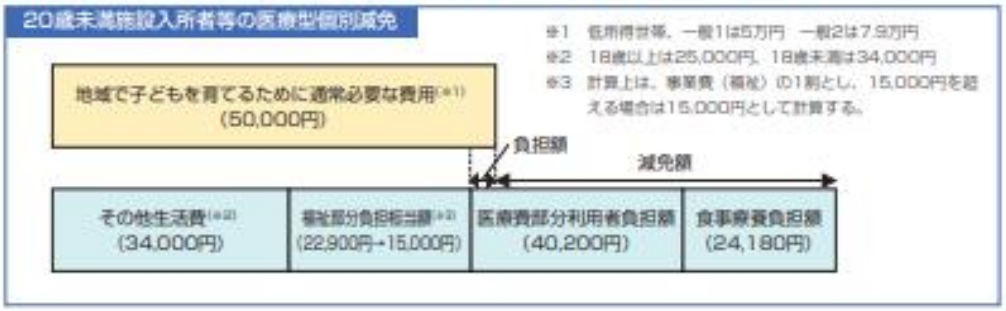

5 福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費等の減免があります

（20歳未満の入所者の場合）

●地域で子どもを養育する費用（低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

【例】福祉型障害児入所支援施設利用者（平均事業費：18.6万円）、一般1の場合

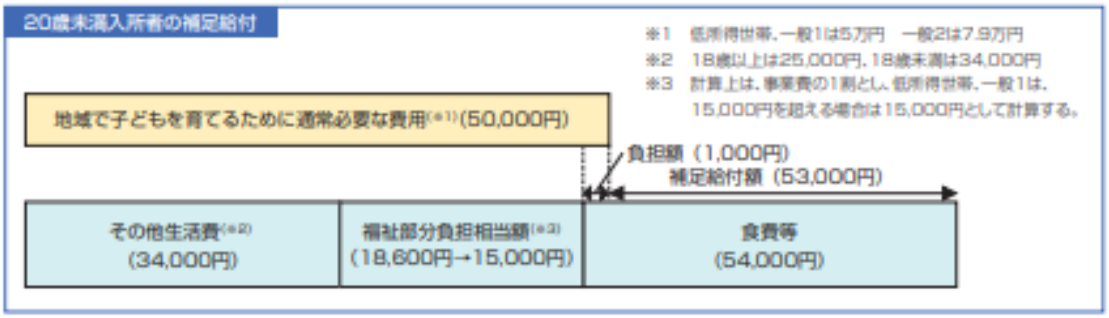

6 障害児通所支援<児童発達支援、医療型児童発達支援>を利用する場合、食費の負担が軽減されます

●障害児通所支援については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層	食費
低所得	2,860円
一般1	5,060円
一般2	11,660円 ※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

児童発達支援の利用者負担

事業費14.4万円	利用者負担	食費
低所得	0円	2,860円
一般1	4,600円	5,060円
一般2	14,400円	11,660円

医療型児童発達支援の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円			
事業費(医療)4.5万円	福祉部分	医療部分	食費
低所得	0円	4,500円	2,860円
一般1	4,600円	4,500円	5,060円
一般2	4,900円	4,500円	11,660円

※2019（令和元）年10月1日より、3歳児から5歳児が障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する場合、利用者負担が無償化されています。

6-3 高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）

3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます

- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- 障害児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。
- 2012（平成24）年4月1日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。
- 同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。
- ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

具体例

前　提

父親Aさん、母親Bさん（障害者）、子どもCさん（障害児）の３人家族で、Cさんが障害児通所支援を利用（Aさんが通所給付決定保護者）し、Bさんが障害福祉サービス及び補装具を利用（Bさんが支給決定障害者等及び補装具費支給対象障害者等）する場合であって、世帯の高額費算定基準額Xが37,200円である場合。

合算の仕組み

高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする。

利用者負担世帯合算額Y　80,000円（①＋②＋③）		
①障害児通所支援に係る 利用者負担　30,000円	②障害福祉サービスに係る 利用者負担　20,000円	③補装具に係る 利用者負担　30,000円

※この事例における改正後の高額費支給対象額は42,800円（Y－X）

支給額

Aさん又はBさんに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障害者等按分率（Aさん、Bさんに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率）で按分した額とする。

Aさんに支給される高額障害児通所給付費	42,800円×①／Y＝16,050円
Bさんに支給される高額障害福祉サービス等給付費	42,800円×（②＋③）／Y＝26,750円

※高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は37,200円、それ以外は0円とする。

※一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか２つ以上のサービスを利用する場合、その負担上限月額は利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とする特例を設ける。

6-4 高齢障害者の利用者負担

9 一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減(償還)されます。

●障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、2018(平成30)年4月より、利用者負担を軽減する仕組みが設けられました。

●対象者は次の要件を全て満たす方です。

1 65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険サービスに相当する障害福祉サービス※1の支給決定を受けていたこと。※ただし、65歳に達する日前5年間において、入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

※65歳までの5年間にわたり「介護保険相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護保険サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

2 65歳に達する日の前日において「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること。

3 65歳に達する日の前日において障害支援区分2以上であったこと。

4 65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと。

7 障害に係る自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、次の3つに大別されます。

	対　象　者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
育成医療	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

▶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/index.html

■自立支援医療の自己負担と軽減措置

- 世帯の市町村民税課税額または本人の収入に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の１割を超える場合は、自己負担は１割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる者（高額治療継続者〈いわゆる「重度かつ継続」〉）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減措置がとられています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族のうち、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

7 障害に係る自立支援医療

■自立支援医療の自己負担の概要

給付水準

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定（これに満たない場合は1割）。
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
←生活保護世帯→	←市町村民税非課税 本人収入≦80万→	←市町村民税非課税 本人収入＞80万→	←市町村民税＜3.3万（所得割）→	←3.3万≦市町村民税＜23.5万（所得割）→	←23.5万≦市町村民税（所得割）→
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得 負担上限月額：医療保険の自己負担限度		一定所得以上 公費負担の対象外 医療保険の負担割合・負担限度額
			育成医療の経過措置※2		
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※1		
			中間所得層1 負担上限月額 5,000円	中間所得層2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上※2 負担上限月額 20,000円

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。
①疾病、症状等から対象となる者
・更生医療・育成医療　腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）。
・精神通院医療　統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
医療保険の多数回該当の者。
※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置があります（期間は2024年3月末まで）。

8 補装具の制度

補　装　具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等

補装具費の支給

- 補装具購入等の費用を支給する制度です。利用者負担については所得等に配慮した負担となっています。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 2018(平成30)年4月の改正により補装具費の支給基準に「借受け」が追加されました。「購入」を基本とする原則は維持した上で、成長に伴って短期間での交換が必要であると認められる場合など、借受けによることが適当である場合に限り、補装具費の支給の対象となります。

■補装具費の支給の仕組み

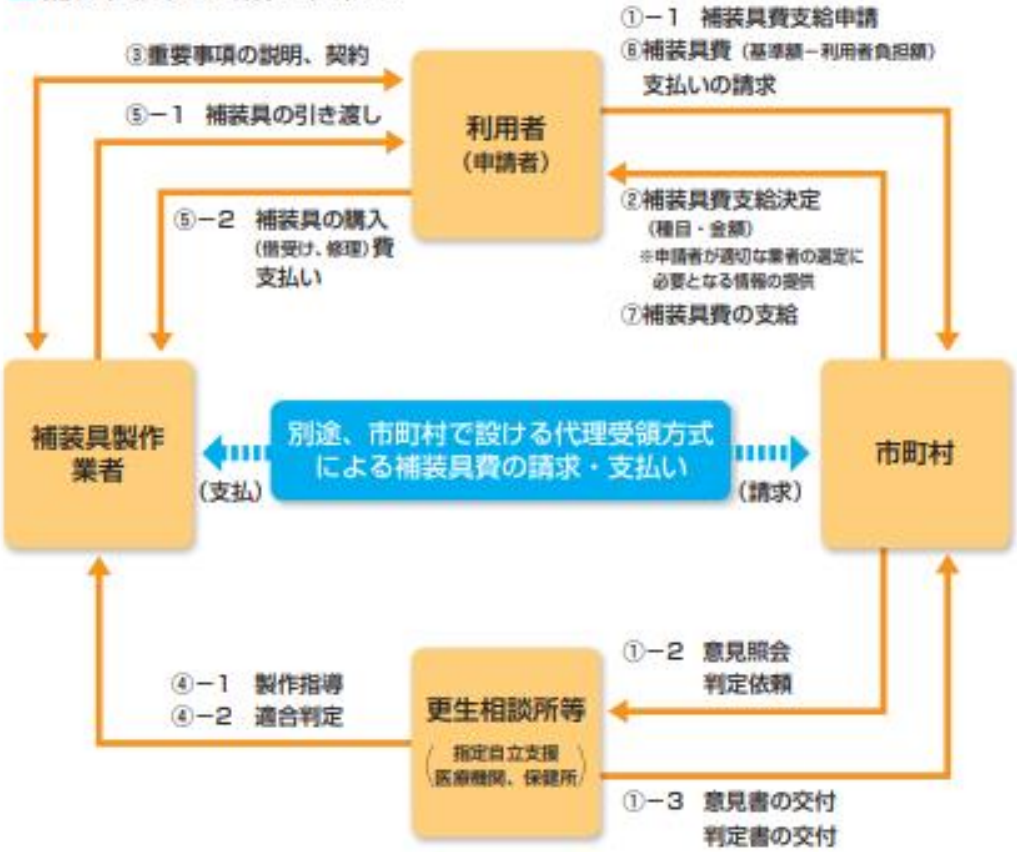

※借受けにかかる補装具費の支給は、購入と同様の手続きとなり、借受け期間中は毎月支給されることとなります。初回は従来どおり申請、判定、支給決定を行った上で補装具費が支給され、2月目以降は、申請者又は代理受領を行う事業者からの請求によって、補装具費が支給されます。

8 補装具の制度

補装具費支給制度の利用者負担

●補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。
なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。
障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっています。

区　分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯(※)	0円
一　般	市町村民税課税世帯	37,200円

※市町村民税非課税世帯
例）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、自己負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額を引き下げます。
なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

9 障害福祉サービスの情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事が報告された内容を公表する「障害福祉サービス等 情報公表制度」が2018(平成30)年4月に施行されました。

全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報検索」で閲覧・検索できます。

▶ https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

■報告・公表事項

基本情報	運営情報
●法人・事業所等の所在地	●利用者の権利擁護の取り組み
●電話番号	●サービスの質の確保の取り組み
●従業者数	●適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報　等
●サービスの内容等の基本的な情報　等	

障害者虐待防止法の概要

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

1 目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定　義

1「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（障害者基本法２条１号）。

2「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の５つ。

3 虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務づけるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

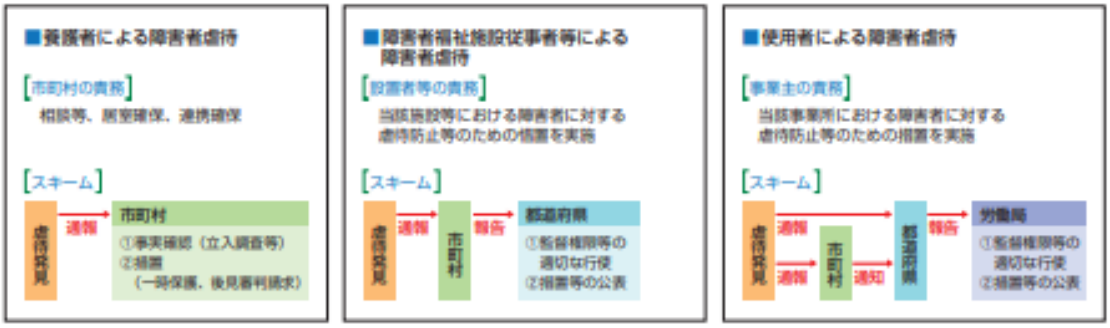

3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づける。

（2012（平成24）年10月1日施行）

4 その他

1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後３年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害児者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者権利条約について

2014(平成26)年1月20日に日本は「障害者の権利に関する条約」を締結しました
(国内発効は同年2月19日)

1 障害者権利条約の内容等

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。

条約が定める内容は、障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む)の禁止、障害者が社会に参加し包容されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等。

この条約の締結により、我が国における障害者の権利の実現に向けた取り組みや人権尊重についての国際協力が一層推進されることが見込まれている。

※合理的配慮＝障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、求められた側は、過度な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

2 障害者権利条約締結までの経緯

条約締結までは、2006(平成18)年12月に国連総会で条約が採択、2007(平成19)年9月に日本が条約に署名、2008(平成20)年5月に条約が発効、といった経緯を辿ったが、我が国では条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら国内法令の整備を推進した。その結果、2011(平成23)年8月には障害者基本法が改正、2012(平成24)年6月には障害者総合支援法が成立、2013(平成25)年6月には障害者差別解消法が成立、障害者雇用促進法が改正された。そして、これらの法整備を受け、2014(平成26)年1月20日に条約に批准し、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生した。

詳しくはこちらをご覧ください（外務省ホームページ）

▶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）について

1 障害者差別解消法の目的

障害者差別解消法は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月26日に公布され2016（平成28）年4月1日に施行された。

2 障害者差別解消法の内容

この法律により、政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する「基本方針」を定め、差別を解消する施策の基本的な方向、行政機関等や事業者が講ずべき措置に関する基本的事項を定めており、これを受け行政機関等や事業者は、事務や事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害しないことや障害者の意思表明に応じた合理的配慮を行わなければならない。

また、国や地方の行政機関の長や国や地方の独立行政法人等は、基本方針に即して職員が適切に対応するための「対応要領」を定めることや、主務大臣においては、事業者が適切に対応するための「対応指針」を定めている。

詳しくはこちらをご覧ください（内閣府ホームページ）

▶ https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

障害福祉サービスの利用について

（2021年4月版）

発行日　2021年7月28日
発行所　社会福祉法人　全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル
TEL.03-3581-9511　FAX.03-3581-4666

わかりやすい版

知ろう・使おう・楽しもう

障害者総合支援法のサービスを 利用したい人へ

(法律の正式な名前は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます)

自分で決めた暮らしや夢を実現するために

働きたい、遊びに行きたい、一人で暮らしてみたい…。
あなたの そうした希望を応援し、
生活を お手伝いするために、
障害者総合支援法は あります。
障害者総合支援法は
どんなふうに使われているのか、
見てみましょう。

アート作品づくり

福島・郡山
森 陽香さん

森さんは、生活介護の事業所で
アート作品を つくっています。
手に障害がある森さんは、
足を使って 絵を描いたり、作品をつくったりします。
絵の具や 道具の準備は、職員が 手伝います。
絵が好きだった森さんは、
アート作品づくりができる
生活介護の事業所を選び、
通っています。
森さん以外の利用者も、
体操やダンスをしたり、
テレビを見たり、
さまざまな活動を しています。

森さんが利用中のサービス

生活介護

さまざまな活動や
作業をする施設です。
週間に 通います。
お菓子をつくったり、
アート作品をつくったり、
簡単な作業をしたりします。
どんなことをするかは
施設によって ちがいます。

会社で働く

東京・港区

田中真太郎さん

田中さんは、病院などで使う機械をつくっている会社で働いています。
書類を印刷したり、手紙を封筒に入れたり するのが、
田中さんの仕事です。
会社に入る前、田中さんは就労移行支援事業所で 1年半、
仕事の練習を しました。
仕事が丁寧な田中さんは、会社の中で 頼りにされています。

田中さんが利用したサービス

就労移行支援

会社等で働きたい人に
仕事の仕方を教えたり、
仕事の練習を
させてくれる施設です。
平日の昼間に 通います。

グループホームで暮らす

大阪・箕面

亀田紋加さん

亀田さんが利用中のサービス

グループホーム

一つの建物で 2〜10人の
障害のある人が 暮らします。
食事やお風呂、着替えなどを
職員が手伝ってくれます。

亀田さんは、他の5人の障害のある人といっしょに、
グループホームで 暮らしています。
夕方、グループホームに 帰ってきて、
お風呂に入ってから ごはんを食べます。
お風呂は ヘルパーが手伝います。
ごはんは、グループホームの職員が つくります。
亀田さんは、外出に着ていく服を 選ぶのが 好きです。

あなたの
使いたいサービスは、ある？

障害者総合支援法には あなたの生活を支える たくさんのサービスが あります。
どんなサービスがあるのか、あなたが使いたいサービスはあるか、見てみましょう。

生活介護・地域活動支援センター

障害のある人が 昼間に通って絵を描いたり、
作品を作ったり、スポーツをしたり、
作業をしたりします。

就労移行支援・就労継続支援

働きたい障害のある人が 通います。
仕事の練習が できます。

グループホーム

2～10人の障害のある人が
普通の一軒家などで いっしょに暮らします。
食事やお風呂など 生活にかかわることを
手伝ってもらえます。

施設入所支援

たくさんの障害のある人が、
施設の中で いっしょに暮らします。
おもに 障害の重い人が対象です。
生活に必要なことを 手伝ってもらえます。

短期入所（ショートステイ）

グループホームや施設に 短い期間泊まって、
生活に必要なことを 手伝ってもらいます。
病気や用事などで
家族が世話できないときに 使えます。

相談支援

生活していて困ったことなどの
相談にのってくれます。
福祉サービスを使うときの
手伝いもしてくれます。

居宅介護（ホームヘルプ）

障害のある人が、親などといっしょに暮らしたり
一人暮らしをしたりするときに
生活の手伝いを してくれます。

移動支援（ガイドヘルプ）

障害のある人が 出かけるときに、
付き添ってくれます。
買い物や乗り物に乗るための
手伝いなどをしてくれます。

このほかに、行動援護、重度訪問介護、同行援護などのサービスも あります。

障害者総合支援法のサービスってどうやったら使えるの？

役所の職員や相談支援専門員といっしょに、
どんなサービスを使うか決めましょう。

❶ 申し込む

誰かといっしょに行ってもかまいません。

役所に障害者総合支援法のサービスを使いたいと申し込みます。

❷ 希望や困っていることを伝える

お願いすれば相談支援専門員があなたの家などに来てくれます。

相談支援専門員が、
あなたがどんな生活をしたいのか、
困っていることは何かを
聞いてくれます。
あなたの希望を実現するために
どんなサービスを使ったらよいか
いっしょに考え、
手続きを手伝ってくれます。

❸ サービスを 使う

サービスを使ってみて、
希望とちがうことや
困ったことがあれば、
サービス管理責任者や
相談支援専門員に
相談できます。

あなたが
希望したサービスの
利用が はじまります。
相談支援専門員が
ときどき様子を 見に来て、
サービスが
きちんと行われているか
確認します。

❹ サービスを 変える

サービスを
変えるときも、
相談支援専門員が
手伝ってくれます。

使いはじめたサービスを、
途中で変えることも できます。
そのときは、相談支援専門員に
相談します。

どこに行けば相談できますか?

よく分からない人は、まず、
住んでいる市や町などの役所に行ってみましょう。
サービスを利用するための手続きを教えてくれたり、
相談支援専門員を紹介してください。

療育手帳をもってないとだめですか?

療育手帳や愛の手帳、みどりの手帳などがなくても、
サービスは使えます。
まずは、相談支援専門員に相談してみてください。

サービスを使うとお金がかかるのですか?

ほとんどの人は、無料でサービスを使えます。
ただし、たくさんお給料をもらっている人は、
お金がかかることもあります。

施設で暮らしていても相談できますか?

入所施設にいる人も、
相談支援専門員に相談できます。
施設の職員に、
「相談支援専門員に相談したい」と伝えましょう。

障害者総合支援法は、
障害のある人の希望する暮らしを実現するためにあります。
あきらめたり、がまんしたりせずに、まずは相談してみてください。

わからないことはここに聞いてください

このパンフレットは、平成27年度障害者総合福祉推進事業費補助金により社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会が作成したものです。

厚生労働省 HP「わかりやすい障害者総合支援法パンフレット」障害福祉サービス等 ｜厚生労働省

令和３年11月1日
から適用

障害者総合支援法の対象となる難病が追加されます

・家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
・自己免疫性後天性凝固第Ｘ因子欠乏症（※）
・進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
・ネフロン癆
・脳クレアチン欠乏症候群
・ホモシスチン尿症

※自己免疫性後天性凝固第Ｘ因子欠乏症は、障害者総合支援法の対象疾病（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

障害福祉サービス等の対象となる難病が、361疾病から366疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳※をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

手続き

◆対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にサービスの利用を申請してください。
◆障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
◆詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

厚生労働省

昭和二十二年法律第百六十四号

(5)児童福祉法

第一章　総則

第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第二節　定義

第四条　この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一　乳児　満一歳に満たない者

二　幼児　満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三　少年　小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

②　この法律で、**障害児とは**、**身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。**

第六条　この法律で、**保護者とは、**第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、**親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者**をいう。

第六条の二　この法律で、**小児慢性特定疾病とは**、**児童又は児童以外の満二十歳に満たない者**（以下「児童等」という。）が当該疾病にかかつていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであつて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。

②　この法律で、**小児慢性特定疾病医療支援とは**、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。）に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかつている児童等（政令で定めるものに限る。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定

疾病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対し行われる医療（当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。）をいう。

第六条の二の二　この法律で、**障害児通所支援**とは、**児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援**をいい、**障害児通所支援事業**とは、**障害児通所支援を行う事業**をいう。

②　この法律で、**児童発達支援**とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

③　この法律で、**医療型児童発達支援**とは、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に通わせ、児童発達支援及び治療を行うことをいう。

④　この法律で、**放課後等デイサービス**とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

⑤　この法律で、**居宅訪問型児童発達支援**とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

⑥　この法律で、**保育所等訪問支援**とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

⑦　この法律で、**障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。**

⑧　この法律で、**障害児支援利用援助**とは、第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十一条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十一条の五の三

第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画（次項において**「障害児支援利用計画」**という。）を**作成**することをいう。

⑨　この法律で、**継続障害児支援利用援助**とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、**厚生労働省令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。**

一　障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二　新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

（6）介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

最終改正　令和3年4月　抜粋

第３　計画相談支援給付費の支給事務

Ⅰ　計画相談支援の内容

１　サービス利用支援

（１）サービスの内容（法第５条第２２項）

サービス利用支援とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

ア　障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

【サービス等利用計画案の記載事項】

① 利用者及びその家族の生活に対する意向

② 総合的な援助の方針

③ 生活全般の解決すべき課題

④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期

⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量

⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項

⑦ モニタリング期間

※ 指定特定相談支援事業者以外の者が作成する場合のサービス等利用計画案の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く。）。

イ　支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

【サービス等利用計画の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

① 福祉サービス等の利用料

② 福祉サービス等の担当者

（２）対象者

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

2 継続サービス利用支援

（１）サービスの内容（法第５条第２３項）

継続サービス利用支援とは、支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア　サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ　新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。

（２）対象者

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者（指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外となる。）。

（３）モニタリング期間（則第６条の１６）の設定

モニタリング期間については、市町村が、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

ア 勘案事項

a 障害者等の心身の状況

b 障害者等の置かれている環境

・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無等

c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）

d 生活全般の解決すべき課題

e 提供されるサービスの目標及び達成時期

f 提供されるサービスの種類、内容及び量

g サービスを提供する上での留意事項

イ 期間

a 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者

→ 1月（毎月）ごと

（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3月間に限る。）

b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれも a に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 1月（毎月）ごと

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者（a 及び b に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 3月ごと

(a) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る。）を利用する者

(b) 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者（（a）に掲げる者を除く。）

d 療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者（a に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援（いずれも a から c に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者（a に掲げる者を除く。）

→ 6月ごと

※ 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握等を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

ウ　モニタリング期間を決定する際特に留意すべき事項

当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような状態像となっている利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者
・家族や地域住民等との関係が不安定な者

下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
・医療観察法対象者
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
・医療的ケア児
・強度行動障害児者
・被虐待者又は、その恐れのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリング頻度は、モニタリング結果の検証等を行う等により必要に応じて見直しを行うこと。

3　留意事項

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（障害児相談支援に係る指定障害児相談支援事業所、地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所及び障害福祉サービスに係る指定自立生活援助事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除

き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

・ 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合
・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね３ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
・ その他市町村がやむを得ないと認める場合

Ⅱ 計画相談支援給付費の対象者

市町村は、次の者に対し、計画相談支援給付費を支給する。

なお、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなる。

（１）障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき）。

（２）支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者。

Ⅲ 計画相談支援給付費の支給期間とモニタリング期間の取扱い

１ 計画相談支援給付費の支給期間

計画相談支援給付費の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

（１）支給期間の開始月

① 新規に計画相談支援給付費の対象となる者

サービス利用支援を実施する月（サービス等利用計画を作成する月）

② 既に計画相談支援給付費の対象となっている者

更新前の支給期間の翌月

（２）支給期間の終期月

計画相談支援給付費の支給期間は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は

地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定することとしているが、自治体における事務や利用者の申請手続に係る負担を勘案し、運用上、最長の有効期間の終期月を基本とする。

2　モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定することとする。具体的には、以下の取扱いとする。

（１）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月継続サービス利用支援の開始月については、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

（支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援と併せて支給決定又は地域相談支援給付決定の更新等のためのサービス利用支援を実施(報酬はサービス利用支援の報酬のみ算定)。）

なお、１人の者に対して複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援の開始月を設定する。

この場合、できる限り、複数の有効期間の終期月と継続サービス利用支援の実施月が同一月となるよう、各々の障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間を設定することが望ましい。（結果として、サービス利用支援の実施月と継続サービス利用支援の実施月が異なる場合であっても、各々の報酬の算定は可とする。）

（２）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の終期月

原則として、計画相談支援給付費の支給期間の終期月（障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が１月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援の開始月を含め最長１年以内で終期月を設定する（支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者については、当該支給決定等から概ね３ヶ月以内を基本とする。）。

Ⅳ 事務の流れ

1 新たに計画相談支援を実施する場合の手続

（１）基本的な流れ

① 市町村が障害福祉サービス又は地域相談支援の申請者（以下同じ。）に対し、サービス等利用計画案

の提出を依頼。

② 申請者が指定特定相談支援事業者（障害児の場合は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。）と計画相談支援の提供について利用契約。

③ 指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案（厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）に係る提案も記載。）を作成し、申請者に交付。

④ 申請者が市町村に対し、以下の書類を提出。

・指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案

・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（契約した指定特定相談支援事業者に係る届出）

⑤ 市町村は、障害福祉サービスの支給（却下）又は地域相談支援給付（却下）決定と併せて、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知。併せて、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証に必要事項を記載して申請者に交付。

⑥ 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成し、申請者に交付。

（２）具体的手続

ア　サービス等利用計画案提出依頼

市町村は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請があった障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請があった障害者に対し、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書により、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。

イ　サービス等利用計画案、計画相談支援給付費支給申請書及び計画相談支援依頼（変更）届出書の提出申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市町村に提出するとともに、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書及び計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を提出する。

(ｱ)　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書の記載要領（様式例に基づく）

①　申請先

②　申請年月日

③　申請者氏名及び生年月日

④　申請者居住地及び電話番号

申請者の居住地及び電話番号を記載する。

なお、居住地は、申請者の居住地又は現在地（援護の実施者を決定する上で、その判断基準となる障害者の居住地又は現在地と同一）の住所を記載する。

※ 特定施設に入所又は入居することにより当該施設の所在地に住民票を異動し、居住地特例の適用を受けている場合は、当該特定施設の所在地を記載する。

⑤　障害児氏名及び生年月日

障害児の場合に記載する。

⑥　障害児との続柄

障害児の場合に記載する。

⑦　申請提出者氏名

代行による申請がなされた場合に記載する。

⑧　申請提出者住所及び電話番号

代行による申請がなされた場合に記載する。

⑨　申請提出者と申請者の関係

代行による申請がなされた場合に記載する。

(ｲ) 計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書の記載要領（様式例に基づく）

①　区分

支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者が新規に計画相談支援の対象となる場合は「新規」に印をつける。

②　申請者氏名及び生年月日

③　申請者居住地及び電話番号

④　障害児氏名、続柄及び生年月日

障害児である場合に記載する。

⑤　計画相談支援を依頼した事業者の名称、所在地及び電話番号

ウ　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書又は計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書の受理

市町村は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書を受理したときは、計画相談支援給付対象者であること、指定特定相談支援事業者の指定の確認（障害児の場合は指定障害児相談支援事業者であることを確認。）や相談支援専門員の資格（介護保険サービス利用者の場合は、介護支援専門員の資格の有無）等について確認を行う。

※ サービス利用支援と継続サービス利用支援は一貫して行うことが望ましいものであるため、相談支援専門員が、担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合等やむを得ない場合を除き、同一の指定特定相談支援事業者が行うことを基本とする。

※ 指定特定相談支援事業者は、当該者に支給決定等を行う市町村以外の市町村が指定した事業者の利用ができる。

なお、サービス等利用計画の作成に当たっては地域の障害福祉サービス等の提供体制の把握やサービス等利用計画作成後の対象者の居宅等への訪問による状況把握などが必要となることに留意すること。

エ　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知市町村は、障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定に併せて、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書に

より申請者に通知する。

また、計画相談支援給付費の支給を行う場合には、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証に必要事項を記載の上、申請者に交付する。

なお、障害福祉サービス受給証及び地域相談支援受給者証の両方を有する場合については、障害福祉サービス受給者証の「計画相談支援給付費の支給内容（五面）」のみに記載することとして差し支えない。

市町村は、次に掲げる場合には計画相談支援給付費の支給を却下する。

・ 計画相談支援給付費を支給する必要がないと認めるとき。（障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請又は地域相談支援の申請が却下された場合が想定される。）

・ 計画相談支援給付費の支給前に、当該市町村以外の市町村の区域に居住地を有するに至ったと認めるとき。

・ 虚偽の申請があったとき。

※ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書の記載要領

① 障害福祉サービス受給者証番号又は地域相談支援受給者証番号

② 申請者氏名

③ 障害児氏名

④ 支給の可否

a 支給対象となる場合、以下を記載する。

・支給期間

記載例 令和○年○月～令和○年○月

・モニタリング期間

※ 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を括弧内に記載。同一の場合は当該月を記載。

記載例 ○月ごと（令和○年○月～令和○年○月まで）

b 当該申請を却下する場合は、却下理由を記載する。

⑤ 通知内容に対する市町村長への審査請求及び取消訴訟に関する教示

2 モニタリング期間を変更する場合

ア 市町村は、継続サービス利用支援のモニタリング期間を変更する場合には、以下の内容を記載したモニタリング期間変更通知書を対象者に通知。

※ モニタリング期間変更通知書

① 障害福祉サービス受給者証番号又は地域相談支援受給者証番号

② 対象者氏名

③ 障害児氏名

障害児の場合に記載する。

④ モニタリング期間

※ 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を括弧内に記載。同一の場合は当該月を記載。

記載例 ○月ごと（令和○年○月～令和○年○月まで）

⑤ 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の提出依頼及び期限

イ 対象者は、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を提出。

ウ 市町村は、対象者に変更後のモニタリング期間を記載した障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を交付。

３ 指定特定相談支援事業者を変更する場合の手続

ア 利用者は、指定特定相談支援事業者を変更する場合には、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書について、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証を添付して、市町村に提出する。

４ 支給の取消しを行う場合の手続

（１）支給を取り消す場合

市町村は、次に掲げる場合に計画相談支援給付費の支給を取り消すことができる。

ア 法第５１条の１７第１項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。（介護保険法の居宅介護支援費若しくは介護予防支援費又は児童福祉法の障害児相談支援給付費の支給対象となる場合が考えられる。）

イ 計画相談支援の支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

（２）取消しの通知及び障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証への記載

市町村は、計画相談支援給付費の支給の取消しを行うときは、以下の内容を記載した計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書を当該計画相談支援対象障害者等に通知して、障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求め、支給を取消した旨を記載して対象者等に返還する（転出した場合を除く。）。

※ 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給取消通知書の記載要領

① 障害福祉サービス受給者証番号又は地域相談支援受給者証番号

② 対象者氏名

③ 障害児氏名

障害児の場合に記載する。

④ 支給取消日

⑤ 取消理由

⑥ 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証提出先及び提出期限

⑦ 通知内容に対する市町村長への審査請求及び取消訴訟に関する教示

（7）さくら証のご案内

～～～・＊・～～～・＊・～～～・＊・～～～・＊・～～～

介護保険サービスの利用者負担額等の一部が軽減されます

（さくら証のご案内）

～～～・＊・～～～・＊・～～～・＊・～～～・＊・～～～

申請のご案内

世田谷区では、低所得者の負担を軽減するため、介護サービス・介護予防サービス等の利用者負担分の一部を軽減する事業を行っています。軽減を受けるには、区への申請の手続きが必要となります。区では申請書類の審査の結果、以下の要件に該当する方に対して、「生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証」（さくら証）を交付します。なお、さくら証は毎年更新が必要です。

1．対象者

世帯全員が住民税非課税で、次の要件をすべて満たす方が対象です。
① 世帯の年間収入（非課税収入を含む）が１５０万円以下。
（単身世帯の場合。世帯の人数が１人増えるごとに５０万円を加えた額。）
②世帯の預貯金等の額が３５０万円以下。
（単身世帯の場合。世帯の人数が１人増えるごとに１００万円を加えた額。）
③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない。
④負担能力のある親族等に扶養されていない。
⑤介護保険料を滞納していない。

2．対象となるサービス（介護予防給付を含む）

①訪問介護（夜間対応型含む）
②通所介護（地域密着型、認知症対応型含む）
③短期入所生活介護
④訪問入浴介護
⑤訪問看護
⑥訪問リハビリテーション
⑦通所リハビリテーション
⑧短期入所療養介護
⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護
⑩小規模多機能型居宅介護
⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
⑫看護小規模多機能型居宅介護
⑬介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）

以下、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス
⑭総合事業訪問介護サービス（訪問型　従前相当）
⑮総合事業通所介護サービス（通所型 従前相当）
⑯総合事業生活援助サービス（訪問型 区独自基準）
⑰総合事業運動器機能向上サービス（通所型　区独自基準）
⑱支えあいサービス（訪問型　住民参加型）
⑲介護予防筋力アップ教室（通所型　短期集中型）

【ご注意ください】
（届出事業者）を利用された場合のみ軽減助成の対象となります。
届出のない事業者のサービスを利用した場合は軽減助成の対象となりませんので、サービスの利用前に届出事業者か必ずご確認ください。

3. 軽減内容

介護サービス費の利用者負担分の５０％または６０％、
事業者によっては加えて食費・居住（滞在）費の利用者負担分の２５％を軽減します。

（注１）**軽減内容および軽減率は、サービスの種類や事業者によって異なります。**
◎サービスをご利用の前に、必ず事業者にお手持ちの「生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証」（さくら証）を提示のうえ、軽減内容をご確認ください。

（注２）介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護の食費・居住（滞在）費については、**特定入所者介護（介護予防）サービス費【介護保険負担限度額認定証】の支給対象外となった方は軽減されません。**

（注３）生活保護受給者については、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）短期入所生活介護における個室の居住費に係る利用者負担額の全額を軽減します。

4. 申請に必要なもの

①生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書
②生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証（さくら証）調査票<自己判定シート>
③収入及び預貯金等申告書
④資産及び扶養の有無に関する申告書
⑤世帯収入状況申告書（世帯全員分）
⑥１月から１２月までの１年間の収入額（世帯全員分）がわかる書類
申請月が１月～７月の場合は前々年、申請月が８月～１２月の場合は前年の書類を提出してください。
例）年金収入がある方→年金等決定額通知書、年金振込通知書（ハガキ）
給与収入がある方→給与所得の源泉徴収票、給与の支払い証明
・収入には、仕送りや課税対象とならない年金・手当等を含みます。
⑦通帳など預貯金額が確認できる書類（有価証券の場合は内容がわかる書類を含む）
・預貯金（普通、定期）本人及び配偶者名義の預金通帳に最新残高等を記帳のうえ**「銀行名」「支店」「口座番号」「名義」の分かるページ「最終の残高」と「年金支給額」が分かるページをコピー**してください。
・有価証券（株式、国債、地方債、社債など）・投資信託・金、銀（積立て購入を含む）
⑧介護保険被保険者証
⑨健康保険被保険者証（コピーの際は、保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスキングなどで消してください）
⑩マイナンバーカードまたはマイナンバー通知（表面記載事項が住民票の内容と一致している場合）
（注）確認証の交付後、対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、確認証の交付を取り消し、軽減分を返還していただく場合があります。

5. お問い合わせ先

世田谷総合支所　保健福祉課　地域支援担当	電話５４３２－２８５０
北　沢総合支所　保健福祉課　地域支援担当	電話６８０４－８７０１
玉　川総合支所　保健福祉課　地域支援担当	電話３７０２－１８９４
砧　　総合支所　保健福祉課　地域支援担当	電話３４８２－８１９３
烏　山総合支所　保健福祉課　地域支援担当	電話３３２６－６１３６

（8）障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
令和3年4月

第３　障害児相談支援給付費の支給事務

障害児相談支援給付費の支給事務に当たっては、障害者総合支援法における計画相談支援給付費の支給事務と同様であるため、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」の「第３計画相談支援給付費の支給事務」を参照されたい。

なお、障害児通所支援と障害者総合支援法における障害福祉サービスの両方を利用する場合には、障害者総合支援法の計画相談支援と児童福祉法の障害児相談支援の両方の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給することとなるので、留意すること。

障害児相談支援の内容等については、以下のとおりである。

１　障害児支援利用援助

（１）援助の内容（法第６条の２の２第８項）

障害児支援利用援助とは、以下の援助のいずれも行うものをいう。

ア　通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画案を作成する。

【障害児支援利用計画案の記載事項】

① 障害児及びその家族の生活に対する意向

② 総合的な援助の方針

③ 生活全般の解決すべき課題

④ 提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期

⑤ 障害児通所支援の種類、内容、量

⑥ 障害児通所支援を提供する上での留意事項

⑦ モニタリング期間

※ 指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する場合の障害児支援利用計画案の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く）。

イ　通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者その他の他厚生労働省令で定める事項を記載した障害児支援利用計画を作成する。

【障害児支援利用計画の記載事項】

障害児支援利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

① 障害児通所支援の利用料

② 障害児通所支援の担当者

（２）対象者

通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者。

2 継続障害児支援利用援助

（１）援助の内容（法第６条の２の２第９項）

継続障害児支援利用支援とは、通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア　障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ　新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

（２）対象者

指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により障害児支援利用計画が作成された通所給付決定保護者。（指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合については継続障害児支援利用援助の対象外となる。）

（３）厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）（則第１条の２の５）の設定

厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）については、市町村が、指定障害児相談支援事業者の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

ア 勘案事項

a 障害児の心身の状況

b 障害児の置かれている環境

・ 住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等

c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）

d 生活全般の解決すべき課題

e 提供される障害児通所支援の目標及び達成時期

f 提供される障害児通所支援の種類、内容、量 等

イ 期間

a　b 及び c に掲げるもの以外の者　→　6 月ごと

b　c に掲げるもの以外の者であって、次に掲げるもの　→　1 月（毎月）ごと

(a) 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

c　通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者　→　1 月（毎月）ごと

（ただし、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から 3 月間に限る。）※ 当該期間はあくまで利用するサービス等に応じて設定した標準期間であることを踏まえ、一律に標準期間に沿って設定するのではなく、アセスメントにより勘案すべき事項の状況を把握した相談支援専門員の提案等も十分に踏まえながら標準期間を設定する。

さらに、標準期間において示した状態像以外であっても、例えば以下のような状態像の障害児や保護者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある障害児

・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

（9）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
令和3年2月4日　抜粋

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和３年２月４日

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

○　障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
○　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：＋０．５６％ ※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.05%（令和３年９月末までの間）

1　障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

（1）グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
・ 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価 等
（2）自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し
（3）地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設
（4）生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
・ 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し 等
（5）質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
・ 基本報酬の充実　・ 従来評価されていなかった相談支援業務の評価 等

2　効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

（1）就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
・ 一般就労への移行の更なる評価 等　・ 定着実績を踏まえたきめ細かな評価 等
（2）就労継続支援Ａ型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）
（3）就労継続支援Ｂ型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）
（4）医療型短期入所における受入体制の強化
・ 基本報酬の充実　・ 医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

3　医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

（1）医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
・ 新判定スコアを用いた基本報酬の創設　・ 看護職員加配加算の算定要件の見直し
（2）放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
・ 基本報酬区分の見直し　・ より手厚い支援を評価する加算の創設（（3）も同様）
（3）児童発達支援の報酬等の見直し
（4）障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
・ 人員配置基準の見直し　・ ソーシャルワーカーの配置に対する評価

4　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

・ 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
・ 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
・ 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
・ 精神保健医療と福祉の連携の促進
・ 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
・ ピアサポートの専門性の評価

5　感染症や災害への対応力の強化

（1）日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
・ 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
・ 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）
（2）支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるＩＣＴの活用
・ 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

6　障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

（1）医療連携体制加算の見直し
・ 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定
（2）障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
・ 虐待防止委員会の設置　・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
（3）福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
・ より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
・ 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止　・ 加算率の見直し
（4）業務効率化のためのＩＣＴの活用（再掲）
（5）その他経過措置の取扱い等
・ 食事提供体制加算の経過措置の延長
・ 送迎加算の継続（就労継続支援Ａ型、放課後等デイサービス）

1

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実 （単位数の引き上げと加算の組込み）

- Ⅰ 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- Ⅱ 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組込み**
- Ⅲ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

［令和3年改定後の段階別基本報酬単価］

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,462単位	1,464単位	1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,764単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,672単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費 現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,211単位	1,213単位	1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,513単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,410単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,260 単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
（地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）

例） 新［機能強化Ⅳ］ 協働 新［機能強化Ⅳ］

［機能強化Ⅲ］が算定可能

- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価（100単位）

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

［初回加算の拡充］

・利用開始前に、居宅等を訪問し、月２回以上の面接

要件を満たした月につき、300単位/月を追加

障害福祉サービス利用期間中
※モニタリング対象月以外

［集中支援加算の新設］

①居宅等を訪問し、月２回以上の面接
②サービス担当者会議の開催
③他機関の主催する会議へ参加

面接、会議開催、会議参加について　各300単位

サービス終了前後

［居宅介護支援事業所等連携加算の拡充］

①居宅等を訪問し、月２回以上の面接
②他機関の主催する会議へ参加
③他機関への書面による情報提供

300単位

※書面による情報提供は100単位

③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
  - ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
  - ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示　等

6

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

○　精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応・電話相談の評価

○　自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
（新）イ　緊急時支援加算（Ⅰ）711単位／日

電話による相談支援を行った場合
（新）ロ　緊急時支援加算（Ⅱ）94単位／日

地域移行実績の更なる評価

○　障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

	現行	改定後
（Ⅰ）	3,059単位／月	(新)3,504単位／月
（Ⅱ）	2,347単位／月	3,062単位／月
（Ⅲ）		2,349単位／月

（※）地域移行支援サービス費（Ⅰ）は**前年度に３人以上の地域移行の実績**を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

○　可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後１年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

（見直し後）退院・退所月加算　2,700単位／月
（１年未満で退院する場合）＋500単位／月

精神保健医療と福祉の連携の促進

○　あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

（新）日常生活支援情報提供加算
100単位／回（月に１回を限度）

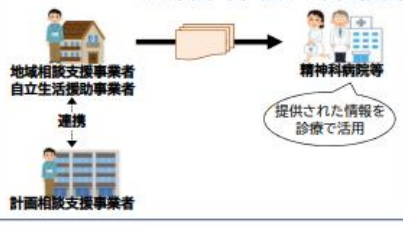

居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

○　地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

（新）居住支援連携体制加算　35単位／月

○　住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

（新）地域居住支援体制強化推進加算
500単位／回（月に１回を限度）

ピアサポートの専門性の評価

○　ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

（新）ピアサポート体制加算　100単位／月

（※１）計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
（※２）就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活躍を別途評価。
（※３）身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援

17

感染症や災害への対応力強化

○　感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1　感染症対策の強化（全サービス）

○　全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

2　業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

3　地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

○　災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

18

障害福祉現場の業務効率化のためのＩＣＴ活用

○　運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

	事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	感染症･食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議 事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算 （新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算 （新設）	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業･生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算 （新設）	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業･生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算 （新設）	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携･共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

19

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和４年度より義務化（令和3年度は努力義務）

［現　　行］
① 従業者への研修実施（**努力義務**）
② 虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

［見直し後］
① 従業者への研修実施（**義務化**）
② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
③ 虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）
(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。
【例】
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

21

7 相談系サービス

（１）計画相談支援、障害児相談支援

① 基本報酬及び特定事業所加算の見直し（一部再掲）

・ 令和３年３月末までの措置とされていた特定事業所加算Ⅱ及びⅣを含め、現行の特定事業所加算に対応した段階別の基本報酬区分（機能強化型サービス利用支援費・機能強化型継続サービス利用支援費）を創設する。

・ これに加えて、相談支援事業所における常勤専従職員の配置を促すため、現行の特定事業所加算Ⅳの「常勤専従の相談支援専門員を２名以上配置する」という要件を緩和した「２人のうち１人以上が常勤専従であること」を要件とする基本報酬区分を設ける。（機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）・機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ））

・ 複数の事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取組を評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員１名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことを可能にする。

・ また、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認める。

・ 主任相談支援専門員の配置については、見直し後の基本報酬のいずれの区分においても、常勤専従の主任相談支援専門員を１人以上配置していることを別途評価する加算を創設する。

・ 経営状況等を勘案し、基本報酬を見直す。

«主任相談支援専門員配置加算【新設】» 100単位／月

主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

«特定事業所加算【廃止】»⇒«機能強化型サービス利用支援費【新設】»

［現 行］

（１）特定事業所加算Ⅰ 500単位／月

（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が主任相談支援専門員であること。

ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行によ

る研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。

ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

ト 指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。）が１月間において相談支援専門員１人当たり40件未満であること。

（２）特定事業所加算（Ⅱ）　400単位／月

（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

（３）特定事業所加算（Ⅲ）　300単位／月

（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を３名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ハ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

（４）特定事業所加算（Ⅳ）　150単位／月

（算定要件）

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

［見直し後］

（１）機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　1,864単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅱ）の要件を満たすこと

※ 常勤専従の相談支援専門員１名配置を必須とした上で、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって算定要件を満たすことを可能にする。（以下、機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）及び機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）について同じ。）

（２）機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　1,764単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅲ）の要件を満たすこと。

（３）機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　1,672単位／月

（算定要件）

現行の特定事業所加算（Ⅳ）の要件を満たすこと。

（４）機能強化型サービス利用支援（Ⅳ）　1,622単位／月

（算定要件）

イ 専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算（Ⅰ）のロ、ホ、ヘ、トの要件を満たすこと。

ハ 現行の特定事業所加算（Ⅱ）のハの要件を満たすこと。

※ 機能強化型継続サービス利用支援費並びに機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費についても同様の算定要件。

② サービス等利用計画の策定時における相談支援業務の評価

・ 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援の提供を行った場合について、初回加算において更に評価する。

«初回加算の見直し»

［現 行］

初回加算　300単位／月（計画相談）

500単位／月（障害児相談）

［見直し後］

初回加算　300単位／月（計画相談）※

500単位／月（障害児相談）※

※ 従前から、新規に計画作成を行った場合に初回加算が算定されていたが、これに加えて

・指定計画相談支援の利用に係る契約をした日の属する月からサービス等利用計画案を利用者に交付した日の属する月までの期間が３か月を超える場合であって

・４か月目以降に月２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合は、上記の要件を満たす月について、その月分の初回加算に相当する額を加えた額の初回加算を算定

③ 計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価

・ サービス利用中であって、計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に以下のいずれかの要件を満たす支援を行った場合に評価するための加算を創設する。

«集中支援加算【新設】»　　300単位／月

① 障害福祉サービスの利用に関して、利用者等の求めに応じ、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）を訪問し、利用者及び家族との面接を月に２回以上実施した場合

② 利用者本人及び障害福祉サービス事業者等が参加するサービス担当者会議を開催した場合

③ 障害福祉サービスの利用に関連して、病院、企業、保育所、特別支援学校又は地方自治体等からの求めに応じ、当該機関の主催する会議へ参加した場合

④ 他機関へのつなぎのための相談支援業務の評価

・ サービス終了前後に、以下の要件に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合に評価するため、居宅介護支援事業所等連携加算を見直すとともに、障害児相談支援に保育・教育等移行支援加算を創設する

«居宅介護支援事業所等連携加算の見直し、保育・教育等移行支援加算の創設»

［現 行］

居宅介護支援事業所等連携加算　　100単位／月

［見直し後］

（計画相談）

居宅介護支援事業所等連携加算　　300単位／月（①、②）

100単位／月（③）

（障害児相談）

保育・教育等移行支援加算　　300単位／月（①、②）

100単位／月（③）

・ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者、又は、就学、進学、就職等に伴い障害福祉サービスの利用を終了する者であって保育所、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援セ

ンター等との引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 当該月に２回以上、利用者の居宅等（障害児の場合は居宅に限る。）に訪問し利用者及びその家族と面接を行った場合

② 他機関の主催する利用者の支援内容の検討に関する会議に参加した場合

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等に関する情報提供を文書により実施した場合（この目的のために作成した文書に限る。）

※ 算定回数について、障害福祉サービスの利用中は２回、利用終了後（６か月以内）は月１回を限度とする。

⑤ 事務負担の軽減及び適切なモニタリング頻度の決定の推進

・ 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとする。

・ 利用者の生活の維持・向上のための適切なモニタリング頻度を担保するため、以下のとおり対応する。

- 利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知する。
- 利用者の個別の状況によってモニタリング頻度を短くする必要がある場合を例示する。
- モニタリング対象月以外における相談支援業務の評価（前述③）については、緊急的、臨時的な取扱いであることを明示し、頻回に算定が必要な利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることを明示する。

⑥ ピアサポートの専門性の評価（再掲）

（11―1）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A VOL.1（令和3年3月 31 日）抜粋

１．障害福祉サービス等における共通的事項

（１）加算等の届出

（加算等の届出）

問１　加算に係る届出については、毎月 15 日までに行わなければ翌月から算定できないが、制度改正の影響により届出が間に合わなかった場合の特例はあるのか。また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」についても、特例の措置はあるのか。

（答）

令和３年４月１日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされているにも関わらず、届出が間に合わないといった場合については、令和３年４月中に届出が受理された場合に限り、４月１日に遡って、加算を算定できる取扱いとする。

また、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を４月中に提出された場合も、４月１日に遡って適用する。なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県による柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 本特例は令和３年４月１日から施行される制度に関する事項に限定されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではない。

（２）障害福祉サービス等における横断的事項

（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置①）

問４　令和６年３月 31 日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、どのような研修が該当すると考えられるか。

（答）

「都道府県知事又は市町村長が認める研修」については、都道府県又は市町村が事業所から提出される体制届に添付される研修の実施要綱等により研修の目的やカリキュラム等を確認した上で、都道府県又は市町村がピアサポーターの養成を目的とした研修であると認める研修が該当する。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、単なるピアサポーターに関する講演については認められないこと。また、自治体や民間団体が実施するピアサポーターの養成を目的とした研修の例は、以下を参照されたい。（対象として認められる研修は以下に限定されるものではなく、研修の実施要綱等により、研修の目的やカリキュラム等を確認の上、個別に判断すること。）

（参考１）自治体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において実施したピアサポーター養成研修（都道府県、指定都市、中核市）

・精神障害者関係従事者養成研修事業における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修において実施したピアサポーター養成研修（都道府県）

（参考２）厚生労働科学研究において実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において実施したピアサポーター養成研修

・「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において実施した講師・FT（ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ）養成研修又はピアサポーター養成研修

（参考３）民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修の例

・一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構が実施するピアサポーター養成研修

・全国自立センター協議会が実施するピアカウンセリング講座（集中講座・長期講座等）　等

（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置②）

問５　令和６年３月 31 日までの経過措置として「都道府県知事又は市町村長が認める研修」を受講した障害者等についても、経過措置期間経過後に加算を算定するためには、地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要があるか。

（答）

経過措置期間経過後に引き続き加算を算定するためには、経過措置期間中に地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修を修了する必要がある。

（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置③）

問６　ピアサポート体制加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することについて、ピアサポーターから同意が得られない場合の加算の算定の取扱如何。

（答）

ピアサポーターの配置については、ピアサポートによる支援を希望する者に対して事業所選択の重要な情報として知ってもらうために公表することをピアサポート体制加算の算定要件としているものであるが、公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、ピアサポーターから同意が得られない場合においては、公表していない場合であっても、個々に利用者や利用申込者に対してピアサポーターを配置している旨を説明することを前提とした上で算定することとして差し支えない。

（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・障害種別）

問７　ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

（答）

算定することが可能である。

（11－2）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A VOL.2　（令和3年4月8日）抜粋

２．相談系サービス

（１）相談系サービスにおける共通的事項

（加算共通①）

問27　加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。

（答）

以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算

② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算

③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算

（加算共通②）

問28　記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第 30 条第 2 項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q＆A（平成 30 年 3 月 30 日障害福祉課事務連絡）の別添資料 2 は廃止する。

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（Ⅰ）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） ※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。
サービス提供時モニタリング加算	・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

（加算共通③）

問 29　体制を評価する加算（主任相談支援専門員配置加算、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算）を算定するためにはどのような手続きが必要か。

（答）

体制を評価する加算を算定するに当たっては事前に文書により届け出ることが必要である。届出に当たっての文書及び入院時情報提供書については、標準様式を参考とされたい。

（加算共通④）

問 30　令和３年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

（答）

以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

①集中支援加算

②居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

（基本報酬（複数事業所による協働体制））

問31　地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できるとされているが、具体的にどのような場合に算定できるのか。

（答）

留意事項通知で示しているとおり、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること、協働体制を維持できているかについて協定を締結した事業所間において定期的（月１回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていることが必要になる。

なお、協働体制を確保する事業所間においては、人員配置要件や 24 時間の連絡体制確保要件について、複数の事業所で要件を満たすことを可能としているが、特定の事業所に対して過重な負担とならないようあらかじめ事業所間で十分協議を行い、役割分担を明示した協定を締結し、かつ、具体的な業務内容の分担を行っておくことが重要である。

（※障害児相談支援についても同様）

（基本報酬）

問 32 協働体制を確保すべき事業所間で締結すべき協定の事項は何か。

（答）

少なくとも以下に示す事項を含む協定を締結することが必要である。

協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間。

（居宅介護支援事業所等連携加算）

問 33　「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後６月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

（答）

厚生労働省令（第 34 条の 54）において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。

このため、以下に示す方法により算定すること。

（ｉ）支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して６月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。

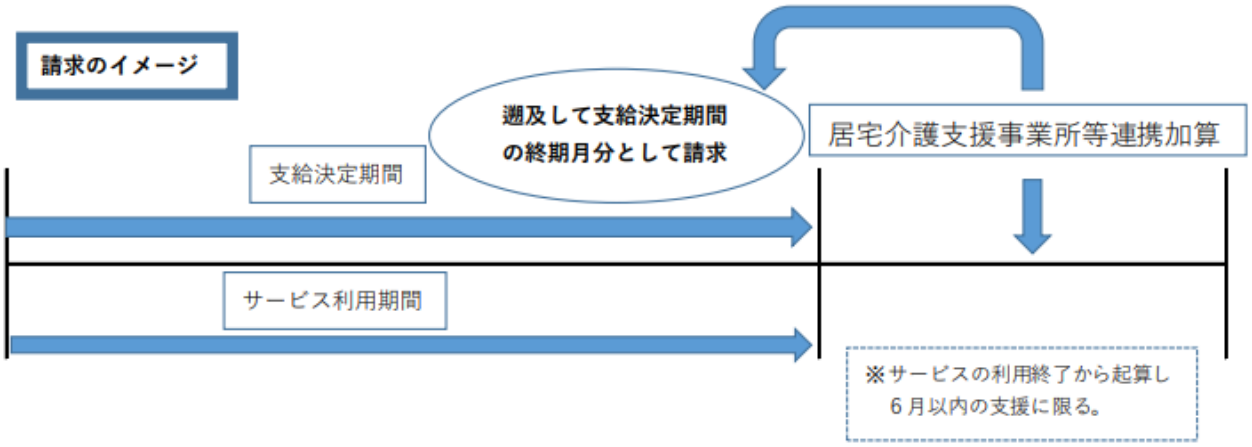

（ii）支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した）場合

支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。

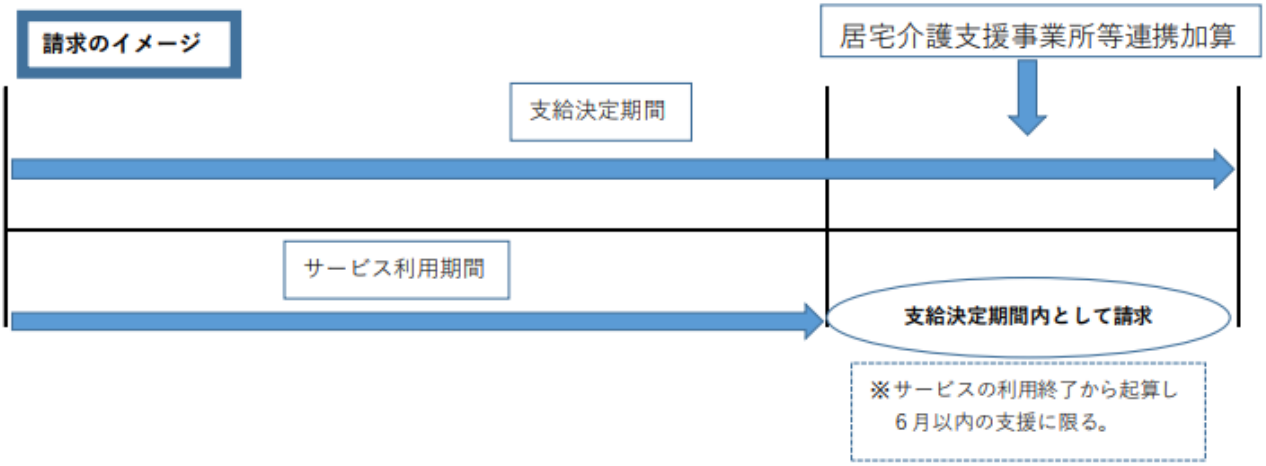

（ｉ）の場合、①居宅等を訪問し、面接を行った場合、②居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加した場合については、原則として終期月に実施することとされている継続サービス利用支援と同月の請求となることから、国保連合会での一次審査のチェックは警告として市町村審査の対象となるため、市町村においては適正な請求であるか確認の上支給すること。

（ⅱ）の場合において、サービスの利用終了に伴い、支給決定の取消しを行った場合※については、（ｉ）と同様の方法によって請求を行うこと。

「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【一部抜粋】
（支給決定の取消し）
第 25 条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第 三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認める とき。

（初回加算）

問 34　初回加算の算定月から、前６月において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できないとされているが、具体的にはどのような場合か。

（答）

以下の図のとおり、居宅介護支援事業所等連携加算を取得した場合は、加算を取得した最終月から６月経過するまでは、初回加算を取得できないという趣旨である。

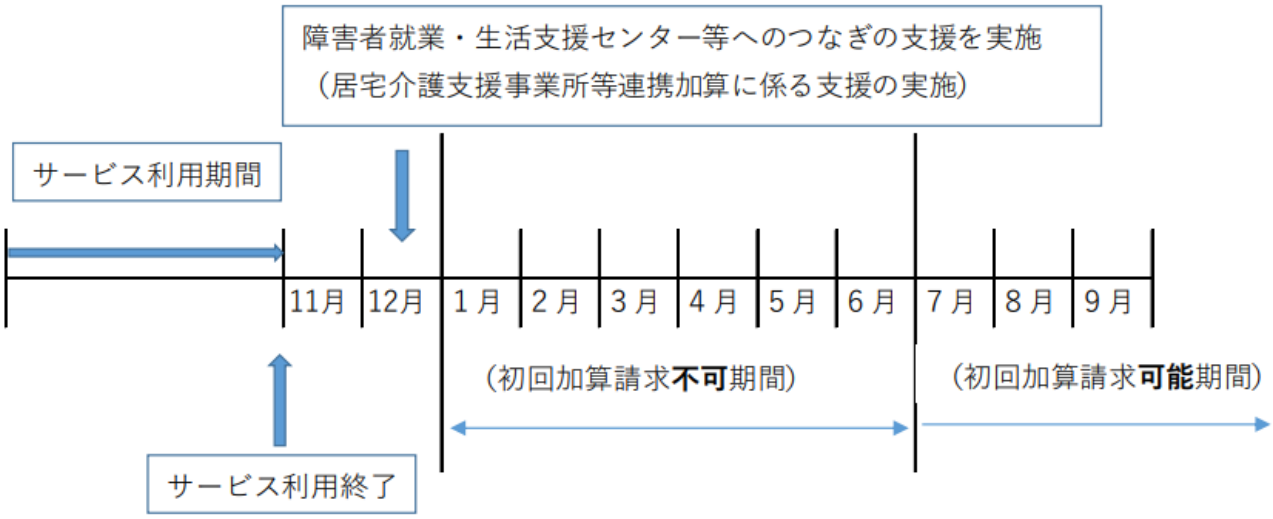

（居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算）

問 35　居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算、集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。

（答）それぞれ、主な連携先は以下を想定している。

加算名	連携（つなぎ）先
居宅介護支援事業 所等連携加算（介護保険への移行、進 学、企業等への就職によ る障害福祉サービス利用 終了時）	指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業 所、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、 高等学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障 害者就業・生活支援センター
保育・教育等移行支 援加算（進学、企業等への就職 による障害児通所支援利 用終了時）	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等 学校、専修学校、大学、特別支援学校、企業及び障害者 就業・生活支援センター
集中支援加算	障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児 通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医 療機関、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こ ども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援 学校、公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関 （※）及び地方自治体 （※）公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、 利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協 働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、 児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センタ ー、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭 支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター

（集中支援加算）

問 36　「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

（答）

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

（居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算）

問 37　「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」（計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報）とは具体的に何か。

（答）

「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容（※）等の情報提供を指す。

（※）当該利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況

（モニタリング）

問 38　モニタリング標準期間について、利用者の状況に応じて標準以外の期間を設定してもよいか。

（答）

施行規則で示すモニタリング標準期間は、従前どおりあくまで市町村が決定する際の勘案事項であるため、利用者の状態等に応じて、標準期間が６月に１回のところを３月に１回としても差し支えない。

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者
・家族や地域住民等との関係が不安定な者
・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
・医療観察法対象者
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）

・医療的ケア児
・強度行動障害児者
・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

（11－3）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A VOL.3　（令和3年4月16日）抜粋

１．障害福祉サービス等における共通的事項

（１）障害福祉サービス等における横断的事項

（ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算・経過措置④）

問１　「都道府県知事又は市町村が認める研修」を修了した旨の確認について具体的にどのような書類により確認することが考えられるか。

（答）

研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとしているが、当該書類がない場合においては、研修の受講者名簿や研修を実施した団体が発行する受講証明書等により確認することが考えられる。

なお、研修の内容については、研修の実施要綱等により、その目的やカリキュラム等を確認することが必要である。

（11－4）令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ＆A VOL.5　（令和3年6月29日）抜粋

（１）障害福祉サービス等における横断的事項

（電磁的記録）

問１　「電磁的記録」とはそもそもどのようなものを指すのか。

（答）

「電磁的記録」とは、電子計算機（パソコン、スマートフォン、タブレット等）による情報処理の用に供されるものをいう。

（電磁的記録による保存）

問２　電磁的記録による保存について、「作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法」とは具体的にどのような方法をいうのか。

（答）

電磁的記録による保存とは、①電子情報処理組織（ネットワークとそれに接続された電子計算機、すなわち、ネットワークに接続されている状態のパソコン、スマートフォン、タブレット等をいう。）を使って作成された電磁的記録を保存する方法、又は②作成された電磁的記録をフロッピーディスク、ミニディスク、シー・ディー・ロムなどに保存する方法をいう。

（電磁的方法による交付①）

問３　電磁的方法による交付について、①「事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法」及び②「事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された基準第５条第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法」の具体例を教えてほしい。

（答）

①の具体例としては、電子メールなどで、相手のパソコン等のフォルダに電磁的記録を送信する方法が、②の具体例としては、事業者等が自分のホームページに電磁的記録を掲載し、それを利用申込者又はその家族がダウンロードできる状態に置く方法がそれぞれ想定される。

（電磁的方法による交付②）

問４　電磁的方法による交付の方法のうち、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに」「重要事項を記録したものを交付する方法」について、「その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」とは具体的にどのようなものを指すのか。

（答）

「その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」としては、ＤＶＤやブルー・レイ・ディスク等の光学ディスク等が想定される。

（電磁的方法による交付③）

問５　電磁的方法による交付の方法は「利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない」とあるが、どのような趣旨か。

（答）

利用申込者に交付した電磁的記録については、当該利用申込者が、紙にプリントアウトすることが可能な状態でなければならないという趣旨である。

（電磁的方法による交付④）

問６　電磁的方法による交付を行うに当たって事前に利用申込者等に対して承諾を得る必要がある事項のうち、「ファイルへの記録の方式」については、例えばテキストファイルやドキュメントファイル、ＰＤＦファイルなど、どのファイル形式で記録するかを指すという理解で良いか。

（答）

お見込みのとおり。

（電磁的方法による同意）

問７　電磁的方法による同意について、参考資料として「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」が挙げられているが、具体的にどのような点で参考になるのか。

（答）

文書の成立の真正を証明する手段等について記載されているので、参考にされたい。

(11－5)押印についてのQ＆A

令和2年6月 19 日
内 閣 府
法 務 省
経済産業 省

問6． 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。

① 継続的な取引関係がある場合

- 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等）は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。

② 新規に取引関係に入る場合

- 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存
- 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでの PDF 送付）の記録・保存
- 文書や契約の成立過程（メールや SNS 上のやり取り）の保存

③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログイン ID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）

・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。

(a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
(b) PDF にパスワードを設定
(c) (b)の PDF をメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
(d) 複数者宛のメール送信（担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等）
(e) PDF を含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

第８期
よくわかる
介護保険
～介護保険のサービスを利用するには～
このマークは目の不自由な方のための音声コードUni-Voiceです。
世田谷区

サービス利用の手順

❶相談・申請

介護保険のサービスを利用するには、まず、お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、または総合支所保健福祉課に相談してください。要介護・要支援認定を受けていただくか、本人の状況によっては、認定を受けずに介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）※の利用を勧めることもあります。

●介護サービス・介護予防サービスの利用を希望される方

要介護・要支援認定を受けていただく必要があります。

認定申請は、本人または家族が、お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンター、または総合支所保健福祉課の窓口で行います。

●総合事業の介護予防・生活支援サービスの利用を希望される方

要支援認定を受けていただくか、または基本チェックリストによる判定を受けていただく必要があります。くわしくは、お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンターに相談してください。

※総合事業では、住民同士の支えあいの考え方を基本とした、介護予防や生活支援のニーズにこたえる多様なサービスを総合的に提供しています。

認定申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証（第2号被保険者※の場合）
- マイナンバーカード（個人番号カード）
  または通知カード（住民票記載内容と相違ない場合のみ）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険被保険者証、運転免許証など）

※第2号被保険者は、40歳～64歳で医療保険に加入している方です。介護サービスを利用できるのは、16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認定された方です。

❷要介護・要支援認定、基本チェックリストによる判定

●認定調査

区の職員や区が依頼したケアマネジャー（介護支援専門員）が自宅などを訪問し、心身の状況等について本人や家族から聞き取りなどの調査を行います。調査は全国共通の基準に基づき行います。

●医師の意見書

区が直接主治医に、心身の状況等について意見書の作成を依頼します。

主治医には、あらかじめ要介護認定の申請をしていることを伝えておいてください。

主治医がいない場合は、申請した窓口に相談してください。

●審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査し、介護を必要とする度合い（要介護・要支援状態区分）を判定します。

●基本チェックリストによる判定

あんしんすこやかセンターで、25の質問により、生活機能がどの程度低下しているか判断するための「基本チェックリスト」による判定を実施します。結果が一定基準に該当した方（事業対象者）は、要支援認定に該当しなくても介護予防・生活支援サービスを利用できる場合があります。

❺サービスの利用

サービス内容が決まったら、サービス提供事業者と契約し、ケアプランに基づきサービスを利用します。サービス利用時には、事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示してください。

ケアプランに基づいてサービスを利用した際は、かかった費用の1割～3割を利用者が負担します。負担の割合は「介護保険負担割合証」で確認できます。

※介護予防・生活支援サービスの費用負担はサービスによって異なります。

更　新

要介護・要支援認定の有効期間は、新規の場合は原則6ヶ月で、認定を更新される場合は6ヶ月～3年間です。また、事業対象者の有効期間は最長2年間です。この有効期間が満了すると、介護保険のサービスは受けられませんのでご注意ください。

引き続き介護保険のサービスを利用する見込みである場合は、有効期間満了の日の60日前から満了の日までに、被保険者証を添付して更新の申請をしてください。

なお、心身の状況の変化などで介護や支援を必要とする程度が変わったときは、いつでも変更の申請ができます。

❸認定結果の通知

認定結果を「認定結果通知書」により通知します（原則として申請から30日以内）。「介護保険被保険者証」と、利用者負担の割合（1割～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を同時に交付します。

【要介護状態区分】	【利用できるサービス】
要介護1～5	●介護サービス（介護給付）
介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを合わせて利用できます	
要支援1・2	●介護予防サービス（予防給付） ●介護予防・生活支援サービス
認定非該当	
必要に応じて基本チェックリストによる判定	
事業対象者	● 介護予防・生活支援サービス

※65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」もあります。くわしくは、あんしんすこやかセンターに相談してください。

❹ケアプランの作成

要介護1～5の方
居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプラン（居宅サービス計画）の作成を依頼します。ケアマネジャーが要介護者のもとを訪問し、本人の状況、本人や家族の希望、家族や住宅の状況などを総合的に把握してケアプラン原案を作成し、本人、家族、専門職で協議してケアプランを決定します。

要支援1・2の方
お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンターに、生活機能改善や向上に向けた介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成を依頼し、相談しながら利用するサービス内容を決めていきます。

事業対象者の方
お住まいの地区を担当するあんしんすこやかセンターに、介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成を依頼し、相談しながら利用するサービス内容を決めていきます。ケアプランの作成を依頼した後、「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を交付します。

●入所施設などを利用するときは、入所を希望する介護保険施設を選び、契約後、施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

○居宅介護支援事業所
ケアマネジャーが在籍する事業所で、ケアプラン作成やサービス提供事業者との連絡、調整を行います。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）
介護に必要な知識を幅広く持った専門家で、本人に適したケアプラン作成や施設選びなどを行います。

通い・訪問・宿泊を組み合わせて利用するサービス

要介護1～5 小規模多機能型居宅介護　要支援1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

「通い」を中心とし、利用者の状況に応じ「宿泊」や「訪問」のサービスを組み合わせて提供します（要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います）。

サービス費用のめやす（1ヶ月につき）

要介護1～5	115,695円～300,998円
要支援1	38,161円
要支援2	77,122円

要介護1～5 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、一つの事業者からサービスを提供します。

サービス費用のめやす（1ヶ月につき）

要介護1～5	138,061円～ 348,384円

短期間入所するサービス

要介護1～5 短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援1・2 介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人福祉施設や介護老人保健施設・介護医療院などに短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練などを行います（要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います）。

サービス費用のめやす

●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
【介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合】（1日につき）

要介護1～5	6,615円～9,701円
要支援1	4,950円
要支援2	6,160円

●短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
【介護老人保健施設（多床室）の場合】（1日につき）

要介護1～5	9,014円～11,390円
要支援1	6,649円
要支援2	8,371円

●特定短期入所療養介護
難病やがん末期の要介護者が利用した場合（4時間以上6時間未満）　10,115円

その他のサービス

要介護1～5 福祉用具貸与　要支援1・2 介護予防福祉用具貸与

車いすや歩行器など日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を貸与します（要支援の方には、福祉用具のうち介護予防に役立つものを貸与します）。

【要介護1～5】
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 手すり（工事を伴わないもの）
- スロープ（工事を伴わないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- 自動排せつ処理装置（原則として要介護4～5の方のみ）

【要支援1・2】
- 手すり（工事を伴わないもの）
- スロープ（工事を伴わないもの）
- 歩行器
- 歩行補助つえ

サービス費用のめやす　※用具の種類や貸与する事業者により費用は異なります。

【注意：要支援1・2及び要介護1の方へ】
要支援1・2及び要介護1の方については、下記の福祉用具貸与は原則として保険給付の対象になりません。
※ただし、一定の状態像に該当する方は、例外的に給付が認められる場合があります。くわしくは、ケアマネジャーに相談してください。
①車いす（付属品含む）　②特殊寝台（付属品含む）　③床ずれ防止用具　④体位変換器
⑤認知症老人徘徊感知機器　⑥移動用リフト（つり具を除く）　⑦自動排せつ処理装置

福祉用具購入費の支給（特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売）

要介護1～5　要支援1・2

入浴や排せつなどに使用する貸与になじまない福祉用具を購入した際に、4月～翌年3月までの1年間に10万円を上限に購入費を支給します（要支援の方には、福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入した際に支給します）。

●腰掛便座　●入浴補助用具　●移動用リフトのつり具の部分
●自動排せつ処理装置の交換可能部品　●簡易浴槽

【注意】
・都道府県の指定を受けた販売事業者より購入した場合のみ、給付対象となります。
・販売事業所に配置されている「福祉用具専門相談員」に必ず相談してください。
・申請後に訪問調査を行う場合があります。

住宅改修費支給　介護予防住宅改修費支給

要介護1～5　要支援1・2

手すりの取り付けや段差解消など、要件に該当する住宅改修を行った際、1住宅につき20万円を上限に費用を支給します（要支援の方には、介護予防に役立つ住宅改修をした際に支給します）。

【注意】・工事前に世田谷区への申請が必要です。
・事前申請時、または工事完了申請後に訪問調査を行う場合があります。
・ケアマネジャーが作成する「理由書」が必要です。

施設・入居

特定施設入居者生活介護　介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5　要支援1・2

有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の世話や介護を提供します（要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います）。

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護1～5	5,864円～8,796円
要支援1	1,983円
要支援2	3,389円

地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス

要介護1～5

定員29人以下の小規模な有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の世話や介護を提供します。

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護1～5	5,907円～8,861円

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　介護予防認知症対応型共同生活介護

地域密着型サービス

要介護1～5　要支援2

共同生活をする住居に入居する認知症の方に、日常生活上の世話や機能訓練を行います（要支援の方には、介護予防を目的としたサービスを行います）。

※要支援1の方は利用できません。

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護1～5	8,196円～9,199円
要支援2	8,153円

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3～5

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事や排せつなど日常生活上の世話や、療養上の世話を行います。

サービス費用のめやす【多床室の場合】（1日につき）

要介護3～5	7,760円～9,232円

【注意】
原則として要介護3以上の方が対象です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービス

要介護3～5

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、食事や排せつなど日常生活上の世話や、療養上の世話を行います。

サービス費用のめやす【ユニット型個室の場合】（1日につき）

要介護3～5	8,752円～10,267円

介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護1～5

病状が安定し、病院から退院した方などに、在宅生活に復帰できるようリハビリテーションを中心としたケアを行います。

介護療養型医療施設（療養病床等）

要介護1～5

比較的病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所する医療施設で、医療や看護または介護を行います。

※令和5年度末までの経過措置サービスです。

介護医療院

要介護1～5

日常的な医学管理が必要な要介護者に対し、長期療養のための医療や看護、日常生活上の世話を行います。

サービスにかかる費用

サービスを利用した場合、原則として費用の1割、一定以上の所得がある方は2割または3割を負担します。

2割負担の方 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方

3割負担の方 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身340万円以上、2人以上世帯463万円以上の方

支給限度額

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる金額の上限（支給限度額）が定められています。支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分の全額が利用者の負担となります。

■おもな在宅サービスの支給限度額（1ヶ月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1・事業対象者	57,364円
要支援2	120,053円
要介護1	191,121円
要介護2	224,637円
要介護3	308,347円
要介護4	352,693円
要介護5	412,873円

※上記はめやすであり、利用するサービスによって異なります。

例 利用者負担割合1割で要介護1の方が、20万円のサービスを利用した場合

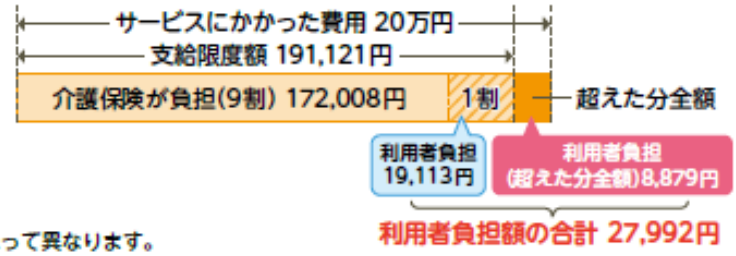

利用者負担の軽減について

●介護保険の利用者負担額（保険給付対象額）が高額になったとき
1ヶ月に支払った利用者負担額（保険給付対象額）の合計（世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計）が、一定の上限額を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費等として支給します。該当する方には、サービス利用のおおむね3ヶ月後に申請書をお送りしますので、介護保険課へご提出ください。

●介護保険と医療保険の自己負担額が高額になったとき
介護保険と医療保険の両方を利用し、世帯内で合算した年間の自己負担額（保険給付対象額）が、一定の上限額を超えた場合、申請により超えた分が支給される高額医療・介護合算制度があります。

●低所得者の方が介護保険施設に入所またはショートステイを利用したときは、食費、居住費（滞在費）を軽減する制度があります。
軽減を受けるには「介護保険負担限度額認定申請」の手続きが必要です。

高額介護サービス費等の対象となる方		利用者負担額の上限（月額） 令和3年7月まで	令和3年8月から
現役並み所得者	年収約1,160万円以上	44,400円（世帯）	140,100円（世帯）
	年収約770万～約1,160万円		93,000円（世帯）
	年収約383万円～約770万円		44,400円（世帯）
住民税課税者がいる世帯		44,400円（世帯）	
世帯の全員が住民税非課税		24,600円（世帯）	
・年金収入額と合計所得金額（年金に係る雑所得金額を除く）の合計が年間80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）	
生活保護を受給している方			

●介護予防・生活支援サービスについては、利用するサービスにより負担額が異なります。
くわしくは、あんしんすこやかセンターに相談してください。
●掲載している内容は、制度改正等により変更になる場合があります。
●紙面の都合上、一部内容を省略している場合があります。

この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。
UD FONT 冊子内の本文には、見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
令和3年3月発行

高齢福祉部 介護保険課 ｜ 世田谷区ホームページ（setagaya.lg.jp）より

(13)介護保険　要介護度状態区分の目安と利用できる在宅サービスの目安

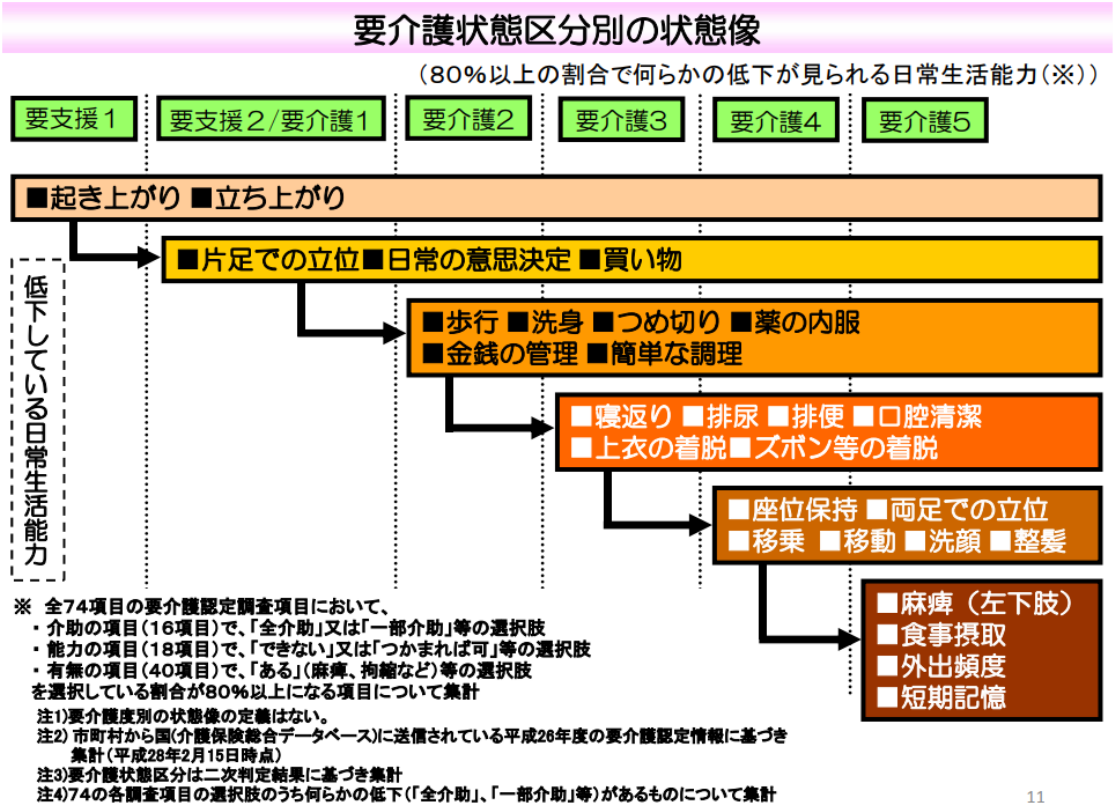

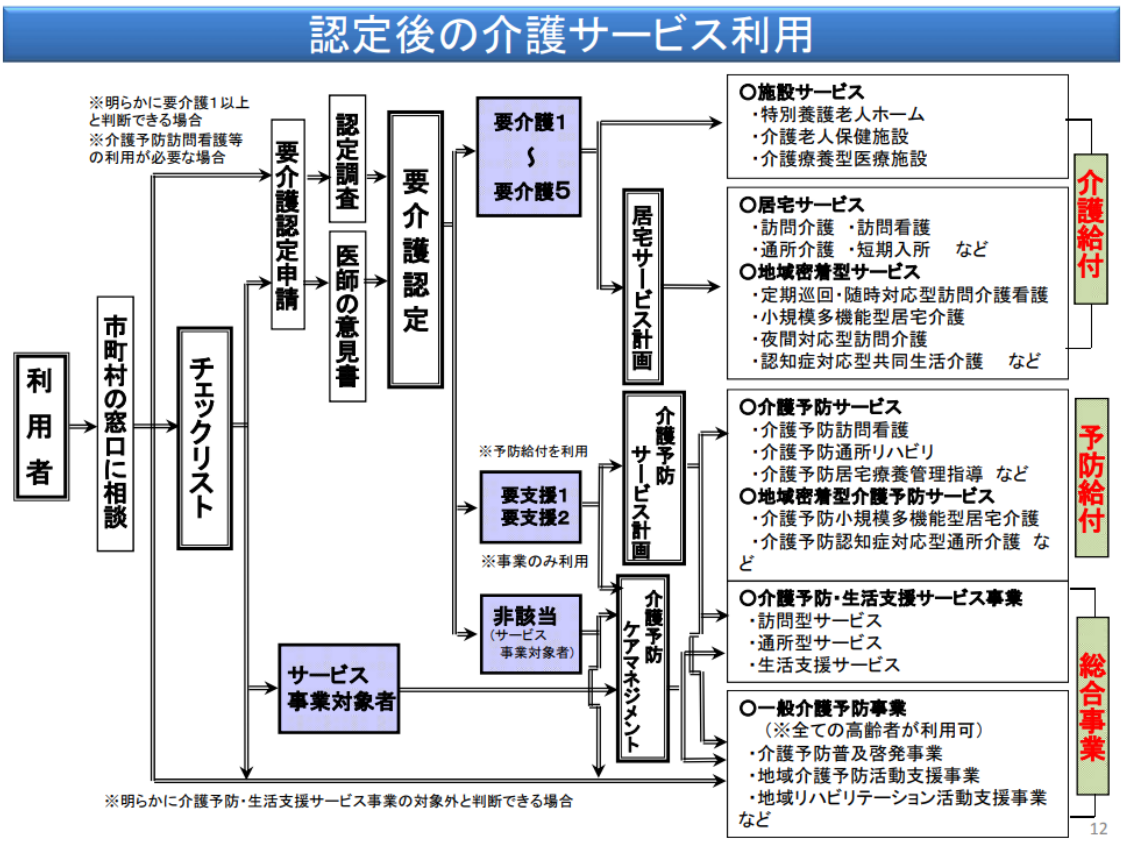

厚生労働省 HP「要介護状態区分別の状態像」より

介護度	ご本人の状態	利用できる在宅サービスの目安
要支援1	・居室の掃除や身のまわりの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ・排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。	週２～3 回のサービス ・週 1 回の訪問型サービス（ヘルパー等） ・通所型サービス（デイサービス等） ・月 2 回の短期入所
要支援2	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ・排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。	週３～4 回のサービス ・週 2 回の訪問型サービス（ヘルパー等） ・通所型サービス（デイサービス等） ・月 2 回の短期入所 ・福祉用具貸与（歩行補助杖）
要介護1	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ・排泄や食事はほとんど自分ひとりでできる。 問題行動や理解低下がみられることがある。	1 日 1 回程度のサービス ・週 3 回の訪問介護 ・週 1 回の訪問看護 ・週 2 回の通所系サービス ・3 ヶ月に 1 週間程度の短期入所 ・福祉用具貸与（歩行用杖）
要介護2	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。 ・排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ・問題行動や理解低下がみられることがある。	1 日 1～2 回程度のサービス ・週 3 回の訪問介護 ・週 1 回の訪問看護 ・週 3 回の通所系サービス ・3 ヶ月に 1 週間程度の短期入所 ・福祉用具貸与（認知症老人徘徊感知機器）

要介護3	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話が自分ひとりでできない。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりでできない。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分でできないことがある。 ・排泄が自分ひとりでできない。 ・いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	1 日 2 回程度のサービス ・週 2 回の訪問介護 ・週 1 回の訪問看護 ・週 3 回の通所系サービス ・毎日 1 回、夜間の巡回型訪問介護 ・2 ヶ月に 1 週間程度の短期入所 ・福祉用具貸与（車椅子、特殊寝台）
要介護4	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話がほとんどできない。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。 ・排泄がほとんどできない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	1 日 2～3 回程度のサービス ・週 6 回の訪問介護 ・週 2 回の訪問看護 ・週 1 回の通所系サービス ・毎日 1 回夜間対応型訪問介護 ・2 ヶ月に 1 週間程度の短期入所 ・福祉用具貸与（車椅子、特殊寝台）
要介護5	・身だしなみや居室の掃除などの身のまわりの世話ができない。 ・立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作ができない。 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作ができない。 ・排泄や食事ができない。 ・多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	1 日 3～4 回程度のサービス ・週 5 回の訪問介護 ・週 2 回の訪問看護 ・週 1 回の通所系サービス ・毎日 2 回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護 ・1 ヶ月に 1 週間程度の短期入所 ・福祉用具貸与（特殊寝台、エアーマットなど）

（14）受給者証について

利用計画案の提出後、区保健福祉課での審査を経て支給決定されれば、受給者証が交付されます。受給者証の写しは、本人からもらうか、あるいは区保健福祉課からもらいます。すぐに次の点を確認しましょう。

☞「計画相談支援給付費」支給期間の開始日を確認する。
☞「モニタリング期間」を確認する（例：当初３ヶ月・以降６か月ごと…等）

世田谷区では、障害福祉サービス受給者証は「青色」、移動支援受給者証は「緑色」、児童通所受給者証は「ピンク色」、地域相談支援受給者証は「オレンジ色」です。

○障害福祉サービスを受ける必要がある場合は、各総合支所保健福祉課に支給申請が必要です。
○障害児は保護者が支給決定を受けます。

○認定有効期間は原則３年
（市町村審査会の意見に基づいて３ヶ月以上３年未満の範囲で決定されます。）

（一）

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号		
支給決定障害者等	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障害種別		1　2　3　4　5 ※
交付年月日		令和　年　月　日
支給市町村名及び印		※番号（4又は5）、難病等対象者又は政令で定めている疾病名等を記入（市町村の判断による。） ※番号を記入している市町村で国保連支払システムと連動している場合は「5」になることに留意

（二）

介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	
認定有効期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月　日
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月
予備欄	

○訓練等給付費の支給決定がある場合に記載される

○障害種別は
１身体障害
２知的障害
３精神障害

○支給決定期間は、
居宅介護等は１年以内、
生活介護・療養介護は３年以内などサービスごとに目安がある

（四）

訓練等給付費の支給決定内容	
障害支援区分	
認定有効期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
予備欄	

○訓練等給付の支給決定がある場合に記載されます。

◆障害福祉サービス受給者証では、訓練等給付サービスを行う通所事業所の考え方を踏まえて、サービス支給期間を 1 年間としながら、暫定支給決定期間を別に設定し、記載している場合もあります。

○暫定支給決定期間が含まれる場合は、

「支給決定機関のうち○日から○日までは暫定支給決定期間とする」

と記載される

○計画相談支援給付費の支給を行う場合は、支給期間、事業者名（例：○○相談支援事業所）、モニタリング期間（例：６月ごと）が記載されます。

○支給決定した障害福祉サービスの種類に応じて決定した負担上限額等が記載されます。
○食事提供体制加算対象者は、「該当」または「非該当」で記載されます。

（五）

計画相談支援給付費の支給内容	
支給期間	令和　年　月から令和　年　月まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
施設入所支援	
支給額	円／日
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
共同生活援助又は重度障害者等包括支援	
支給額	円／月
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
予備欄	

○特定障害者特別給付費（家賃補助）の支給対象者は、決定した支給額が記載されます。

（六）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

○利用者負担上限額管理対象者の場合は、届け出のあった事業者名が記載されています。

◆相談支援事業者は、利用者から障害福祉サービス受給者証の提示を受け、利用者の受給資格と各サービスの支給決定量、計画相談支援給付費の支給内容を確認します。

◆特に、計画相談支援の支給期間やモニタリング期間、毎月ごとのモニタリングについて、しっかりと確認します。「サービス利用支援」は、利用計画（利用計画案ではなく。）について利用者から同意を得た日が属する月が提供月で、その翌月が請求月となります。

次の（七）～（十二）は、障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄に、事業所の所在地や名称、契約日を併せて記入し、事業所名を特定することができる確認印を押印します。

（十）

番号	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	日
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
2	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	日
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
3	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	日
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

（十一）

番号	療養介護・共同生活援助・施設入所支援事業者記入欄	
	事業者及びその事業所の名称	入所(居)日 退所(居)日
1		入所(居)日 令和　年　月　日
		退所(居)日 令和　年　月　日
2		入所(居)日 令和　年　月　日
		退所(居)日 令和　年　月　日
予備欄		

（十二）

番号	就労定着支援・自立生活援助事業者記入欄	
	事業者及びその事業所の名称	利用開始日 利用終了日
1		契約日 令和　年　月　日
		サービス提供終了日 令和　年　月　日
2		契約日 令和　年　月　日
		サービス提供終了日 令和　年　月　日
予備欄		

（七）

番号	訪問系サービス事業者記入欄	
1	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
2	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
3	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

（八）

番号	訪問系サービス事業者記入欄	
4	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
5	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
6	事業者及びその事業所の名称	
	サービス内容	
	契約支給量	月　時間　分
	契約日	令和　年　月　日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和　年　月　日
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	

（九）

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
2		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
3		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
4		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
5		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
6		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
7		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
8		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
9		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
10		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
11		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		
12		令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで		

（十三）

注意事項欄
1　この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2　指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。 3　療養介護を受けようとするときは、この証に**医療保険の被保険者証及び療養介護医療受給者証を添えて**、指定療養介護事業所に提示してください。 4　指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合等は市町村の窓口にお問い合わせください。 5　負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。 6　支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、**支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請**をしてください。

（十四）

注意事項欄
7　**支給量の変更**を必要とする場合は、**支給量の変更の申請**をすることができます。また、**他の種類の障害福祉サービスを受ける**必要がある場合は、**市町村に支給申請**をしてください。（サービスの種類によっては、障害支援区分の（変更）認定を受ける必要があります。） 8　この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。 9　支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 　また、支給決定期間内に、**他の市町村の区域に居住地を移したとき**は、**14日以内**に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください. 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 　また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。 11 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。 13 支給決定の内容欄に**記載されていない障害福祉サービス**については、**介護給付費等の支給は受けられません。**

「障害福祉サービス受給者証」の他に、
「地域相談支援受給者証」や
障害児の「通所受給者証」
「入所受給者証」があります。

世田谷区自立支援協議会相談支援ワーキンググループ 令和３年度メンバー表		
世田谷エリア協議会	ナイスケア目黒相談支援センター	新関　美穂子
北沢エリア協議会	相談支援センターかりんとう	小松　美穂
玉川エリア協議会	はるの相談室	須ヶ間　佳代子
	総合支所保健福祉課障害支援担当	加納　秀和
砧エリア協議会	サポートセンターきぬた	中根　順子
烏山エリア協議会	マーベラス	片岡　学
地域移行部会	相談支援センターあい	中川　邦仁丈

編集・発行　世田谷区自立支援協議会／世田谷区

印　　刷

発行年月　　令和4年7月

【世田谷区自立支援協議会事務局】
世田谷区基幹相談支援センター
〒156-0043
東京都世田谷区松原6丁目37番1号
社会福祉法人　南東北福祉事業団
東京リハビリテーションセンター世田谷
TEL：03-6379-0644／FAX：03-6379-0628